

## 第6回 長野県本人確認情報保護審議会議事録(2003.5.28)

### 出席委員

不破会長、櫻井委員、佐藤委員、清水委員、中澤委員、吉田委員

### 県出席者

田中知事、宮尾総務部長、田山企画局長、西泉市町村課長、久保田文書学事課長、  
松林情報政策課長 ほか

### 事務局：

全員の皆さまご出席いただいておりますので、ただ今から第6回長野県本人確認情報保護審議会を開催いたします。私は、本審議会の事務局を務めます長野県総務部市町村課の佐藤則之と申します。審議事項に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。それでは、始めに田中知事からごあいさつを申し上げます。

### 田中知事：

おはようございます。長野県知事を務めております田中康夫でございます。  
この本人確認情報保護審議会も本日で6回目を迎えまして、皆さまに大変精力的に、長野県120の市町村があり、全国4番目の広さの県であります。その現場に出掛けられて、多くの市町村の職員の方からも忌憚(きたん)のない現状というものの把握にお努めいただいたことを改めて感謝を申し上げたいと思います。また、本日は皆さまからそうした調査や議論を踏まえての報告をいただけると、このようにも伺っております。本日もまた、まさに真の一人ひとりの市民によって社会というものは構成されるわけございまして、こうした市民が願う真の県民益というものを創出していくことが長野県の使命でございます。こうした長野県の歩みに皆さまのご審議、また答申というものをちょうだいできるということも大変ありがたく思っております。どうぞ本日もそうした活発なご議論をいただけるようお願い申し上げます、あいさつといたします。よろしく願いいたします。

### 事務局：

それでは、審議事項に入らせていただきます。これからの進行につきましては不破会長さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

### 不破会長：

はい。本日も忙しいところありがとうございます。それでは審議事項に入らせていただきます。本日は12時終了を目途とさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。まず、お手元の資料の確認なんですけども、資料1、2、3とありまして、あと保護審議会の第1次報告(案)というものがございますでしょうか。

それでは、審議に入らせていただきますけども、審議事項は1、2、3と次第のところには書かれておりでございますが、この1と2を少し入れ替えさせていただきまして、まず1次報告について、これ非常に重要な問題もはらんでおりますので、この1次報告について審議を先にやらせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

この1次報告ですが、前回の審議会におきまして話が出まして、要は、われわれはこれまで市町村の

現場に行ったり、市町村からアンケートをいただいたり、各市町村からいろいろな情報を収集している。収集してばかりいる段階で、われわれから何もアウトプットが出ていないというご指摘が清水委員さんのほうからございました。私どもは、ただ聞くだけではなくて、ここから緊急でやらなければいけないことがあるならばそれをやっていくということで、今回、第1次報告ということをごひさせていただきたいというふうに思っております。これは、前回この話が出まして、その後、各委員さん、一度はワーキングで東京に集まったりしながらですけども、大変お忙しい時間を割いて、それぞれの専門の立場で各章、各章、担当を決めて書いていただいたものであります。これについて、これは事前にメールで各委員さんのところにも出ているものであります。非常に重要な問題をはらんでおりますので、今一度読み合わせを行いまして、ご意見をいただいて、この案というものをまとめてまいりたいと思っております。それでは、全部を読み合わせ一応いたしますか。事務局のほうに...、では担当者に説明をしていただくと。それでは1章から5章まででございます。1章の担当の櫻井委員のほうから、まず1章についてご説明いただけませんか。

#### 櫻井委員

私はこの第1章の概論を担当いたしました。この審議会がいつできてどのような行動をしたかということ、まずざっとここに書きまして、そしてアンケート調査をしたその結果の衝撃的な内容について、一部ではありますけれども触れております。これは、もともと地方自治体が望んで作られたシステムであるという前提のもとに、私たちはこの住基ネットを見てきたわけでありまして、なぜならば、それが総務省の説明でございましたから。しかし、アンケート調査をした結果はまったく逆の内容が出てまいりました。担当職員の91%が、これはメリットがないと答えておりました。非常に衝撃的でありましたし、また住民にとってもメリットがなく、プライバシーが心配であるという答えも約6割に達しました。そしてまた住基ネットの基本でありますコンピューターの部分については、地方自治体は自力ではもうできないという結果がここで出てまいりまして、私たちは、ならばもっと実態を調査する必要があるというので現地に出掛けました。現地に出掛けてみましたら、もっと衝撃的な実態が出てまいりまして、そのディテール(detail: 詳細)は第1章に書いてございますので、どうぞ皆さま方にお読みいただきたいと思うんです。この現地調査をした後も、一体、住基ネットの仕組みは地方自治体においてどのようになっているのかということをごさらに詳しく調査をいたしました。いくつか決定的な要因が出てまいりまして、そのうちの一つが、120の自治体のうち、実に27の自治体が住基ネットの回線とインターネットの回線が物理的につながっているという事実でございます。インターネットの回線につながっているということは、これが何を意味するかということは子どもでもわかります。長野県の一つの自治体がインターネットにつながっていても、長野県民全員、そして日本国民全員の個人情報が世界中から取られかねないという事態です。しかも、これが27自治体ございました。恐らくこのことはほかの県にも当てはまるのではないかと思いますけれども、私たちはこの事態に表現できないくらいの衝撃を受けました。セキュリティは万全であるという前提でこの住基ネットは維持されているわけですが、住基ネットの回線とインターネットの回線が物理的につながっているということは、セキュリティ以前の問題です。これはもう、このような状態の中で国民の個人情報を一つのコンピューターネットワークにつなぐという考えそのものが国民に対する背信でございます。そのようなことがございまして、そのほか種々の細かいことも書いてございますけれども、私たち審議委員は、現地の実態というものにどうしても最大限の注意を払うべきだと考えるに至りました。自治体職員の見解が最も敬重されなければなりません。自治体職員の訴える状態というものに私たちは注目をせざるを得ませんし、

そのことを最も重視せざるを得ませんでした。そしてその結果、結論はですね、田中康夫長野県知事が、小さな自治体とともに、ここの報告書には自治体に代わりと書いてございますが、これは間違いでございまして、小さな自治体とともにですね、離脱の決断を下すのが最も理にかなった合理的な方策であると結論付け、そのことを知事にご報告申し上げたいと思ってこの文を書きました。

不破会長：

はい、ありがとうございます。各章ごとにご意見を伺うのではなくて、全章を通して後でご意見をそれぞれいただきたいと思います。櫻井委員の今のお話で、最後のところ、「自治体に代わり」は「ともに」に、

櫻井委員：

「自治体とともに」です。

不破会長：

書き換えられる...

櫻井委員：

メールで私は訂正を実は送っているんですけども、

不破会長：

失礼いたしました。

櫻井委員：

これを見ましたら、何力所か訂正が直っておりませんので、赤字をちょっと入れさせていただきたいと思います。

不破会長：

後で事務局のほうにお渡してください。

櫻井委員：

はい、そうですね。はい、ありがとうございます。

不破会長：

それでは、2章を担当されました佐藤委員のほうから2章をご説明ください。

佐藤委員：

はい、佐藤です。私は主に各自治体のネットワークの状況について現状がどうなっているか、それがどういうセキュリティ上の問題があるかについて整理をいたしました。経過は8ページからございますけども、基本的には今、櫻井委員のほうから話があったとおりでございますけども、アンケートをしていろんな情報をつかんだ。しかし、現場に行ってみないとやはり生の声がわからないということで現場

に駆け付けた。そうしたところ、実際にはインターネットに接続をされているイントラネットと、それから住基のオンラインとが同居していると、こういう実態があるということがわかったということで、さらにそれをですね、私どもは11カ所しか回りませんでしたけれども、県下の全部の市町村の実態調査が必要であるということで、あと情報政策課さんのほうを中心にして、図面ですけれども、各市町村のネットワークの現状を全部調査をして、分析をした。その結果、かなりの市町村が、80の団体がですね、何らかのかたちで業務のネットワーク、それからイントラネット系のネットワークと住基ネットとの関係でつながってるところがあると。これが80でございます。さらにですね、インターネットにつながる可能性があるイントラネットと住基ネットがつながってるといのが27あったということでございます。この27団体っていうのは非常に問題があるわけで、その後ですね、その27団体についてさらに細かな調査をしているところでございます。4月末の段階で、そのうちの8団体についての詳細な情報をもらいましたので、そういう情報とこれまでの私どもが現場に行ったときに調査をした内容をもとに、市町村のネットワークがどういう形になっているのかということ整理をいたしました。そのパターンについて申し上げます。お手元の資料で後ろのほうに参考資料ということで、資料の4でございます。「住基ネット接続パターン」というのがあると思います。この資料のほうでご説明をしたいと思いますが、基本的に各市町村のネットワーク、いろんな業務をやってるわけですから、すべてがインターネットにつながってるわけでもないし、またすべてが完全に閉じてるわけでもない。それから業務というのもの、庁内の税務とか財務とか、閉じたネットワークもあれば、あるいは庁内において情報交換をする、あるいはさらにはそれぞれの住民に対する情報公開をしていくというような、性格がいくつも複数の性格を持ったネットワークが混在しているわけでございます。それらをどうやって有機的につなぐかといった場合に、機能だけとらえれば全部つなぐのが一番いいわけですが、当然のことながら、それはセキュリティ上の問題がある。したがって、どこまでをつないでどこまでを分離するかということが、そのセキュリティポリシーを設定した上でネットワークを設定することになるわけですが、結論から申し上げますと、住基ネットというものが全国ネットにつながる以前に、各市町村でもう既にそれなりのネットワークを作ったものがベースとあって、それが物によっては非常にセキュリティ上の問題も含んではいたんですけども、まあまあ、その場合にはしかしこの程度なら許されるであろうというかたちでのネットワークを引きずりながら、去年の夏に一時稼働をしたときに、その既存のネットワークを変えずに、そこにファイアウォールを通して全国の住基ネットのほうにつながっていった。こういう経過があるわけでございます。したがって、本来ならば、住基ネットに接続をする段階において、既存のネットワークをもう一度整理を仕直して、きれいに分けた上で、そしてつなぐものはつなぐ、それから分離するものは分離するというかたちにすればよかったですけども、まあ財政的な問題、あるいは時期的な問題、運用上の問題等あって、なかなかそれができなかったのが実態ではないかと思えます。その結果として、非常に危険性をはらんだネットワークが存在していることは事実であると。そういうことで、じゃあ具体的にどういうふうにつながって、どういう問題があるかについて、少し技術的に解説をさせていただきます。

標準的な住基ネットワークシステム構成ということで、大きくネットワークを4つのブロック分けております。全国の住基ネットのほうから、都道府県ネットから入ってきて、各団体のところに住基ネットのいわゆるCSサーバを設置をしてCS端末機がある。これが全国で標準的にいわゆる住基ネットと言われているセグメントがございます。そこから、実際には既存の住民オンラインのデータが流れていくわけですから、つながなきゃいけないということで、その右側のほうに既存住基システム、基幹系と書いてありますけども、実際には住基だけではなくて税務・財務等ですね、本来の庁内のいろんな業務

に使ってるサーバと混在をしているケースが多いわけで、そこに住民情報が入っている。それがファイアウォールを通して出ていく、ということが基本的なパターンでありまして、ここで閉じていけばですね、基本的には本来のかたちになるわけですね。いわゆる各団体の持っている住民情報がファイアウォールを通して住基ネットのCSサーバに入り、全国網に流れるということなんですが、一方ですね、本来の庁内の業務を考えますと、いろんな情報交換が必要だ、あるいは情報系というものが必要だ、電子メールが必要だ、グループウェアが必要だということ、庁内にいわゆる情報系と言われているネットワークがありまして、基本的にはそこに各職員のパソコンがつながっていて、そこからいわゆるインターネットにも電子メールでやりとりができるというかたちで基本的にはつながってるわけです。庁内イントラネットという表現をいたしましたけれども、ある程度、組織の中で閉じていながら、しかし組織から外のほうには出ていけるというネットワークが存在をしてというのが情報系のネットワーク。それとさらに各団体がですね、自らの情報を外に公開をする。つまりインターネット側から直接入ってくるという、そういうブロックがあるわけで、これを公開系のDMZセグメントというふうに表現をしましたが、外向きのですね、Webサーバだとか外とインターフェースを取るためのメールサーバ等が接続されているブロックでございます。この下の2つがですね、いわゆるインターネットにつながる危険性のあるネットワークというかたちになります。そうしますと、上と下が完全に物理的に分離をしていけば話は非常に簡単でありまして、安全であるという、実際に後で申し上げますが、上だけでも実はいろんなセキュリティ上の問題はまだあるんですが、大きくこの場ではこういうふうに分かれていけば安全であるというふうに整理をいたしまして、実際はどうなってるかと。そのうちの全部がこういう分かれてる形態ではございませんで、事例をいくつか申し上げますが、データがちょっと古かったですね。危険なというか危険性のあるネットワークということなんですけれども、実際にはですね、情報系のネットワークというのは庁内でいろんな業務処理をするわけなんですけれども、もととなるデータがですね、その基幹系のほうにある可能性があるということから、この間にですね、情報系と基幹系との間にルータという装置を置いて、この間を接続をしているケースがございます。実際にはですね、情報系というのはインターネットからファイアウォールを通過してイントラネットとしてつながっているわけで、ここまではよろしいんですけども、ここからさらにこのルータを通して基幹系のほうにつながるといった場合に、このルータがどれだけ強固に作られるかによって、インターネット側から結果的に基幹系のほうに入ってってしまう危険性があるという形態でございます。2番目はですね、これは私が原案で出したのとだいぶ違いまして、古いのがいってます。そんなに違わないんです。後でちょっとまた補足をさせていただきます。ちょっと古い形態でした。申し訳ございません。事例の2はですね、非常にある意味では一番危険性の高いネットワークになりますけれども、庁内のLANがですね、基本的にはいわゆる業務系と言われているものと、それから情報系、イントラ系と言われているものが同居をしてるという形態でございまして、庁内のLANにあるパソコンはですね、ネットワーク的に、物理的な線から言いますと、住基のほうにもいけるし、それからインターネットにもいけるというような接続形態でございます。事例1よりもさらにこの場合には厳しい非常に不安な接続形態になっている例でございます。それから3番目はですね、ネットワークをあえていろんな仕掛け上で分類をいたしましたけども、事例の1と似てるといえば似てるんですけども、それぞれのネットワークっていうのは基本的に別々に分かれてるんですけども、その別々に分かれてるところを統合しようとした場合に、先ほどのようにルータという装置を通して個々につなぐケースと、今回の事例3のようにですね、レイヤー3スイッチ(L3-SW)真ん中に装置がありまして、そこにみんながつながると。そのレイヤー3スイッチという機械がですね、物理的には線はつながってるんですけども、これをある程度バーチャルなですね、論理的に

別ネットワークですというかたちに整理をして、論理的には別なんだという運用をしている、VLANという機能を使って接続をするケースです。この場合にもVLAN機能が100%働いていれば、それなりの分離はできるんですけども、そのVLAN機能が破られるような場合にはですね、このところがいわゆる接点になって、双方向に接続できてしまうという可能性があります。それが事例3でございまして、事例4はですね、ちょっと話が変わりますけれども、どこの団体もですね、いわゆる委託業者がそのネットワークを管理をするために遠隔から入れるようになっております。そして緊急時の対応とかをするわけですけども、その時にですね、この事業者からは大体ですね、ダイヤルアップということで、常時接続をせずに必要な都度つなぐというかたちになってるわけですけども、このダイヤルアップがですね、いってみれば、事業者のほうからのアクセスで常に接続をできるというような状態になっておまして、これは前回の審議会でも県のほうからこれは是正をするというようなお話しがありましたので、もう少し運用上は厳しくなると思いますが、現実問題としては、まだこういうかたちで外から入れる可能性があるということでございます。ちょっと資料がですね、申し訳ございません。ちょっと古いんで、あと口頭で申し上げますけども、お手元の資料でもそのまま結構なんですけれども、基本的には住基ネット、それから基幹系ネット、いずれもそのネットワークの中にLANがあって、そこにパソコンが接続されるんですけども、そういうものを接続する装置はHAB（ハブ）と言われてるものがあるわけですね。そのHABというところに線をさましてネットワークにつなぐんですけども、その管理がずさんなところが見受けられました。したがって、上と下が仮に分離をしていたとしても、上のセグメントの中においても、実はそういうパソコンをですね、個人のパソコンをそこにさすことによって、そのネットワークにアクセスできる、そういう可能性があるということで、そのところもですね、少し整理をしないと、例えば本人が無意識のうちにウィルスを抱えたパソコンを使っていて、それがさしたとたんに実は発病をして、別のサーバのほうに影響を与えるということもあり得ると。悪意でやるケースよりも、そういうワームとかウィルスとかいうのは、本人が知らないうちに別のところで感染をして、それがこういうところに入ってくる。住基ネットの場合にはウィルスチェック等をですね、サーバに関しては非常に厳密にやってると聞いてます。パターンも出てきて、それなりにちゃんと管理をしてる。それは上から下への話でありまして、実際には現場で使ってるパソコン、職員の方一人ひとりがですね、例えば極端に言いますと、自宅でインターネットで使っていたと。その時に本人が知らない間にウィルスをそのパソコンの中に抱えてしまった。それを職場に持ってきて接続をしたと。本人はプリンターを供用するためにただ使っただけだと。しかし実際その時点において、そのウィルスがそのネットワーク上にばらまかれていく。ある程度の例えば潜伏期間をおいて発病していくという可能性もあるわけでございます。したがって、自宅と職場においてパソコンがですね、完ぺきにやりとりがないということを保証しない限りにおいては、そういう危険性は依然としてあると。現場を調査をしたところで、現にそういうパソコンをですね、職場のものを、あるいは自宅のものを職場に持っていくということで仕事をやってるという事例がございましたので、たぶんそういうものは皆無とは言えないだろうということでございます。

以上、きょう配布させていただきました事例では4までですが、ちょっと更新をしたものでは6までございますが、こういうですね、ネットワーク上の危険性ははらんでいると。あとはですね、ちょっと考察のほうで少し申し上げますけども、どんなネットワークも基本的には100%安全だというわけではないわけでありまして、そういうものをですね、さあ、これからどうやって運用していくかといった場合に、やっぱりリスクとリターンの関係になるんじゃないかと思うんです。このネットワークに対する不安というのが例えば10%か5%あったと。少ないといっても、それ以上にリターンがなければ、

仮にわずかな不安だといってもやる意味はないわけで、あるいは逆に、多少のリスクがあってもそれ以上に得るリターンがあるということであれば、これは現実問題としては、こういうものを選択していくことになるわけです。今、この住基ネットの問題に対してリスクとリターンというものを考えた場合に、少なくともネットワーク的にはリスクはあります。これは、まさかそこまでやらないだろうという判断のもとにおいてはリスクは少ないかもしれないけども、技術的には今申しあげましたように、機器を十分に設定したつもりでも甘いところがある。あるいは、OSとかソフトウェアに関して、使ってる人たちは自らは中はわかりませんから、メーカーのプロダクトにそういう不具合を含んだまま使ってるわけでありまして、私たちがファイアウォールを入れたから大丈夫といっても、実はそれを使ってる両端のサーバに依然としてセキュリティ上の問題を抱えたまま運用してる可能性は十分あります。現にマイクロソフト等のセキュリティ上のパッチはですね、毎月のように出てくると。次から次へと出てくるわけで、これが完全に打ち止めということを保証してくれない限りにおいては不安はずっとあるわけでありまして。そういうものを承知の上でわれわれは今までネットワークを使ってきて、インターネットも使ってきたわけですが、さあ、今回の問題に関して、今までもそうだったんだから今後もいいだろうというふうな、そういう判断ができるかどうかということになってきた場合に、このリスクに関してはですね、個人がたまたま自分のパソコンがやられるということ以上に、万が一の場合は、その市町村の情報が全部外に出ていってしまう。あるいは県内全国にその影響を与えるという、非常に大きな危険性をはらんでいるという意味においてはリスクは大きいと思います。一方リターンという視点で考えた場合に、少なくとも1次稼働をして1年間においてはほとんどの市町村はメリットはないと。少なくとも各地方公共団体においてはメリットはないと。あるのは、中央の行政官庁がいろんなことに使えるというメリットであると。それは中央の組織においてはある程度メリットはあったかもしれませんが、問題はこれを自治事務として各市町村が自らリスクとお金を掛けてやった場合に、自らの住民に対するメリットがないというのが大半でありますから、トータルで考えればメリットはないでしょうと。そうすると次に、今度はその次の2次稼働の後、いわゆる住基カードが発行されて全国での運用が始まったときに、どれだけのメリットがあるかと。今、調査では住基カードをほとんど積極的に発行しようという団体はないということは、活用のアイデアが出てないということですから、そうなると、現時点においてはリターンはですね、ほとんど期待できない。未来永劫(えいごう)できないかどうか。これは今後の使い次第で、それが出てくれば、そのリターンに期待して、そしてそのリスクを減らすという、そういうことを選択すべきだと思いますけれども、現状においてどうかということ、リターンがない段階でこのリスクを負って今やるというは得策なのかどうか。ということで、結論として私はこの問題に関しては判断材料はそろったと。審議会としての、委員としての調査内容としては県のほうで判断いただくものに関しての情報はそろったというふうに思います。以上です。

不破会長：

はい、ありがとうございます。それから、あと少し補足いたしますと、27団体というのは、情報政策課のほうで行いました市町村に対する調査で、ざっと見ただけで出てきて27出てきたと。それがすべてではなくて、もっとあるかもしれない、恐らくあるであろうということと、それからその27団体につきましては、早急に情報政策課のほうを通して改善をお願いしているところではありますが、現在のところ、その改善が非常に多岐に渡って複雑になるということと、改善にコストが非常に掛かるということで、まだ改善が行われていないという実情もございます。

それでは次に第3章、セキュリティの確保について、住基ネットを存続させるとしてセキュリティを確保するのにどのぐらいのコストと効果があるのか、これにつきまして吉田委員のほうからご報告お願いします。

吉田委員：

それでは私のパートをご説明したいと思います。まずですね、資料5というのがございます。こちらのほうに絵を入れてございますので、ご確認をいただきながらお話を進めていきたいと思っております。先ほど来ですね、佐藤委員のほうからお話がございますように、まず前提として前置きをしておきたいのは、私ども審議会の委員がですね、自治体に向かい、この足とこの目と耳でですね、実態を調査してきた事実に基づいて書かれているということだけを確実に前提として前置きをしたいと思います。要はこの中にはうそはありません。見てきたものを正確に伝えているんだというふうにしたいと思います。それから県の職員の皆さんとですね、私が審議会の委員としてこの事実に基づいて敵対しようという意識は一切ありません。県民の皆さんの情報保護が目的であるという上で、どうしていけばいいのかということを行っているんだというふうに強く主張をしたいと思います。

それでですね、資料5の4ページ目を見ていただきたいんですが、万全なネットワークという説明がLASDEC（地方自治情報センター）のほうからもあります。けれども、100%のセキュリティというのは無限のコストが掛かります。セキュリティレベルには限界があるというお話なんです、ある程度のコストを掛けるとセキュリティレベルっていうのはぐっと上がります。しかし、無限にお金を掛けたからといって完ぺきになるのかということ、答えはならないということですね。それで、どこかで妥協をするしかないという話になります。どこで妥協をするかというのが資料5の6ページ目になります。事前の策を施しておく。これは説明があるファイアウォールを設置するだとか、独自の回線、暗号を使った回線を一部内部で使用しているんですけども、その回線を使っているというのが事前の策になるかと思えますけれども、それでも問題は発生すると。その時の有事の対策に対する危機管理の部分ですね。それにはコストも対応策もですね、ほぼゼロといっていいというような状況にあったということです。不正なアクセスはどれぐらいあるのかという話になりますが、技術的なところをどうしても説明する意味で、いろいろ8ページ、9ページ、10ページには書いてございますけれども、きょうはあえてこれを説明しません。要は侵入しようとする側の手に入れられるソフトウェアですね。ツールというのは非常に高価なものであるとかですね、それから特別な技術を持った人間でないとできないんだっていう前提のお話がありますけれども、それはまったくのうそで、インターネットの有名なサーチエンジンと呼ばれているようなところですね、ある特定のキーワードを入れて引っ掛けるだけで、無償で誰でもこういうウィンドウサーバのハッキングソフトですとか、途中のルータをクラックする、侵入するためのツールなんていうのが無償で配布され、誰でも手に入る状況にある。かつプロ中のプロという、ある特定の人物像を皆さん描きたがるんですが、実際には未成年の少年たちが非常に多く、日本にとどまらない状況ですね、世界じゅうの未成年のコンピュータ好きな少年たちがですね、興味本位を持ってそのツールを手に入れ、政府であろうとどこであろうと、興味本位でアタックしてくるというのが年々増えているんだということは認識いただきたいと思います。

警察庁のホームページにもですね、12ページの資料もございます。不正アクセスという相談でですね、いろいろなトラブルが起こっているというのも年々インターネットを使った人口が増えている証しであるというふうに思われます。14ページを見ていただきたいんですが、14ページはですね、先ほど佐藤委員のほうの接続事例4のほうでもございましたけれども、自分たちですべてを管理・監視でき



ないという自治体の多くはですね、ほとんどそのメンテナンスについての仕事をアウトソースをしていますけれども、完全な状態というのは当然ないというふうに前提してもですね、ある程度のレベルというのを満足するためには、それ相応のコストが掛かるんだということになります。これはもう右肩上がりの正比例なんだというお話しです。それからIDSというのがあります。不正侵入検知のシステムですね。これはLASDEC側には設備されているということになっておりますけれども、どういうふうな状態でこの機能が果たされているのかという情報については非公開でございます。公開されていません。このあたりをぜひとも公開し、監査できる環境を作る必要があるというふうに考えています。これがLASDECだけにあっていいというものではないというお話です。それから佐藤委員のほうからもございますし、櫻井委員のほうからもありましたけれども、自治体はインターネット接続と、それからCSサーバがネットワークでつながっているという報告がございました。これはやはり重要な問題でありますし、事実です。かつですね、CSサーバは専用のサーバであるという定義がなされていますけれども、実態は違います。既にある市町村で使われている既存の電算化された市町村の方々の個人情報のデータベースとCS、いわゆる住基ネットのデータベースが1つのサーバで一緒に運用されている事実が確認できました。なおかつですね、ウィンドウズであるというふうにサーバOSがなっているということでしたが、ウィンドウズNTサーバの4.0というもの、それから2000サーバというもの。県下にはこの2つが存在していることも明らかになっています。その中でもですね、私の資料の19ページですね。製造販売をしていたマイクロソフト社自身がですね、この4.0については最終的に2005年1月1日以降ですね、セキュリティホットフィックス、修正プログラムも合わせて対象外となりますというふうにはっきりホームページ上で公にされているのでですね、この2005年1月1日以降、セキュリティ対策はどうするのかというようなところのお話も、まだ何もなされていないということも重要なポイントになるかと思えます。それから私の試算でありますけれども、住基ネットとインターネットの分離は当然やっていただかないと困ると。要は今物理的につながっているというものは、これはもう切る前提は当然だというふうに考えておりますが、切った後ですね、どういうふうにやっていくのかについての試算であります。25ページを見ていただければ、大体どういうふうになっているのかというのが大ざっぱではございますけれども書いてあります。それで、切った後ですね、住基側に不正侵入検知システムを設置する意味があるのかというお話しがございました。インターネットとつながっていないから、独自の専用回線であるので、これは大丈夫なんだという話をたくさんいろんな方からいただきましたけれども、最も危険であるというのは内部からのネットワークのアクセスだというふうに定義するとですね、NIDS、いわゆる不正侵入検知システムの中でも、アノマリーと呼ばれるものを設置することに意味があります。つまりどういうことかと言うと、通常では考えられないオペレーション、例えば祭日の深夜だとか、それから通常の月末でもない中日に朝4時ごろですね、住基ネットのアクセスが頻繁にあり更新をしようとしていた。これは実際に更新されたかどうかは別の話です。そういうアクションが起こったというときに、これおかしくないですかとアラートを上げる手だてが今はまったくありません。こういうことをしていく、対策していくということが意味がないことだと定義付けられる理由はどこにもないと思えます。それから、じゃあ住基側はわかると。そういう設備をしてコストを掛けるのもわかるんだけれども、じゃあインターネット側はもう物理的に切り離してあり、かつ当然公開するという目的のセグメント側にあるので、こんな情報はとられても構わないから、不正侵入検知システムっていうのものはいらんだとかですね、そこまでコストを掛ける意味がどこにあるのかという議論があります。しかし、例えばですね、自治体の皆さんのメールのやりとり、これは県の職員の方とのやりとりもあれば、一般の市町村の方とのメールのやりとりもあります。それからホ

ームページ上での情報を公開することによっての問い合わせだとか、非常にこれはプライバシーにかかわるようなやりとりというのが日々日常的に行われているという前提があります。この情報をですね、例えば盗聴、改ざんされた場合、どうするのかという話になりますけれども、これは例えば、いわゆる2チャンネルのようなところでですね、その盗聴した記録を掲示板に張り付けたとします。これはもう県も自治体の皆さんも赤っ恥どころでは済まないですね。自治体は一般企業と同じようなセキュリティレベルで許されるはずがないというふうに考えて当然であるという認識を私は持っています。このあたりの認識を深めることができますね、インターネット側に起こった、サーバそのものに対するおかしいと思われるアクションについても、おかしいというアラートからそれがどのような行為で問題である、ないのか、判断できるような設備というものが最低限必要であるというふうに認識をしています。住基とインターネット、そもそもつながっているのは大問題でありますけれども、これを切ったとしても、それぞれの設備をもって、その問題が発生したときにどうしていくのかという対応策を検討する機材も最低限必ず必要になるんだというふうに考えています。そういう前提のもとで、26ページ以降はですね、長野県下には非常に大規模であり、かつ専任の担当者を配備できるような自治体さんがございます。資料から分析もし、私の足で歩かせていただいた中でもその大規模という前提を5カ所としました。それから、中小規模というのを27ページにあります115カ所と想定し算出をしてあります。この算出の根拠はですね、ちょっと計算用の資料というのは今ここには添付してないんですけども、一番掛かるのは人件費です。これはですね、公表されているのでお話をしますけれども、よくセキュリティ対策とかですね、マスコミさんに出てくるLACさんという、エルエーシーという会社がございます。LACさんのシニアアナリストはですね、1人月350万円でございます。それからオペレーターでもですね、最低その作業だけをする、ITセキュリティの経験があまりないようなオペレーターの人件費であっても最低120万円、1人月で掛かります。その数字をもとに、不正侵入検知システムというのは非常に高価でございます、値段の幅はものすごく大きいんですけども、これはもう名前を挙げるときりがないんですが、標準的な管理コンソールというものが350万円、それから1設備あたりの1台あたりですね、これを150万円で換算して数字を作っております。それから、いわゆる設計費だとか構築費というのがございますけれども、大体ですね、150万円ぐらいの1人月の人間に出したときにですね、大体の大手の企業、これは通常のもので、見積もりを出したときに出てくる見積もり金額というものをもとに算出をしています。要はですね、特別これ用に高く作ったわけでもなければ、安く作ったのでもないということを言いたいのであって、これはこのITセキュリティの業界の非常に標準的な価格をもとに、ネットワークIDSとそれを分析する人間、それからオペレーターとしてアラートが上がったのでマニュアルどおりの対策をする人間を設備してやった場合にどうなるという計算をしてあります。監視センターに24時間365日張り付けた場合と、9時～5時の通常業務内のオペレーションだけで監視というものを運用した場合の結果が31ページと32ページにあります。これは31ページはですね、いわゆる9時～5時でやった場合ですね。5年間の累計でおよそ70億円弱のコストが掛かります。それから32ページは24時間365日、いわゆる深夜だとか休日だとか、というところですね、何かそのCSサーバにアクションがあったよと、これはおかしいんじゃないですかと、通常の運用ではありませんねということを警告するようなレベルで運用をした場合、5年間の累計がおよそ80億円強掛かるというレベルであります。この数字には私は大変自信を持っていて、よその業者で言うそうですね、もっと安くできるというようなことがあったとしても、それは人件費を減らしたり、あるいはその質、スキルレベルを下げてあったり、それから条件に合わないような設備を持ってきてあったりというものであるというふうに認識をしています。ですから、この数字はですね、仕事を取りたいから

とって、この数字から算出されてですね、安く出されると。これはもう違う話だと思ってるんですが、これぐらいのコストが掛かるんだというふうに認識をしています。

資料のほうに戻りまして、21ページになるのが私の今般の意見でございますけれども、私のパートとして結論はですね、事前の策と有事の対策、この2つをかみ合わせて初めて理想的なセキュリティ対策が作れるというふうに判断しています。よってですね、この対策の最低限なるほどと、ここまでやっていたんだけど仕方ないですねと、多くの皆さんが感じるようなレベルの状態と環境を作るには、私が出した数字が必要になるという認識を持っています。つまり、この費用をですね、予算化できるというふうには、自治体のレベルで予算化できているとは思っていません。これだけのコストが掛かるということに対する利用価値というものは、単なる費用対効果で計れるものをの域を超えてしまっているというふうに認識しています。よってですね、最終的な判断は各首長さんが決めることではありますけれども、これだけのコストが掛かるということの事実に対して、どのような判断を下すのが県民の皆さんの本当の利益につながるのかというところをですね、考慮いただきたいなというふうに思います。私のレポートは以上です。

不破会長：

はい、ありがとうございます。今のレポートにありますとおり、このシステムを続ける限り、セキュリティ面は毎年毎年15億は掛かるということと、それだけのコストを掛けても一部の市町村で使われているNTサーバに対してはセキュリティ面での担保が取れないということでもよろしいでしょうか。

はい。それで次に4章で、法律的な問題につきまして清水委員のほうからよろしくお願ひいたします。

清水委員：

22ページ以下に書きましたが、最初のネットワークシステムの仕組みについては省きます。この仕組みが法律上の根拠に基づいてこのように作られているということを一応説明したものです。23ページで立法事実というのを書きましたが、あまり聞き慣れない言葉かもしれませんが、法律家の間ではごく当たり前の用語でして、つまり一定の法律を作るときに、それを必要とする社会的な事実があるかどうか。どういう事実があった場合にどういう法律を作ればいいのか。あるいは法律は作らないで自治体の条例にしたほうがいいのか。あるいは社会的な常識として委ねたほうがいいのかとか、さまざまのことを考えますが、一定の法律を作る必要があるという場合には、それは法律は個々の意思を問わず一方的に強制していくという、非常に強い力を持っているものですから、この立法事実がどのようなものがあるかということは非常に重要な意味を持っています。

住基ネットについていいますと、住基ネットは全国の市町村の希望に基づいて作られたネットワークであって、国が支配するものではないんだということが再三強調されてきたわけですが、これは方便なのかどうかということも一般的には考えられなくはありませんが、法律家の立場からすると、これは立法事実ということであれば非常に重要な意味を持ちます。つまり、市町村が望む制度であるならば、市町村がすべて責任を持って管理をする。問題が起こったら全部その責任を負う。これは当たり前であります。しかし、他方で国の希望で作る、国が責任を持って作るということであれば、市町村はいわば手足として動くだけですから、問題が起こっても責任は市町村は負わない、国が負うという関係になります。ですので、片山総務大臣がこれは全国の市町村の希望に基づいて作られたと言い、実はその条文の作り方はそのようになっています。これが住基ネットが法的には地方自治体の「自治事務」というふうに位置付けられています。法定受託事務というのが国の事務を都道府県、市町村が行うというの

に対して、自治事務の場合はまさに自分の自治体の仕事をやるわけですから補助金は出ません。したがって、地方交付税を交付されてる団体では、地方交付税でそれを賄いましょうというような説明のされ方が総務省からなされるのは補助金を出ることができないからです。それは自治事務だからです。市町村の責任ということを書きましただけでも、住基ネットはまさに自治事務として住民基本台帳法に規定されている仕組みですので、この運用上のミスが起こった場合には国家賠償法に基づく責任を負わなければならないし、意図的な不正操作の場合だけでなく、自らの管理ミスによって広範な被害を生じた場合にも、全責任を負わなければならない可能性を覚悟する必要があります。市町村はです。財政規模はどうかということではありません。法的責任というものはそういうものです。

次に国の立場ですが、国の立場は端的に言ってしまうと、住基ネットの情報を利用する、利用者の立場であって、責任者ではありません。それで市町村との関係で言いますと、自治事務に関しても、国は意見を言うことはできますが、24ページの下の方に書きましたが、是正の要求ができるだけでありまして、是正の指示や代執行などはできません。これが法定受託事務と違うところでありまして、さらに、国の指示に従わなかったからといって法的な不利益な取り扱いをしてはいけないということは地方自治法上も明記をされているわけです。このように、国の指示には法的拘束力がありません。自治事務の場合には、地方自治体の自主的な判断が尊重されるということになります、その分だけ地方自治体の責任が重いということになります。

都道府県の立場ですが、住基ネットの仕組みの中では、市町村と地方自治情報センター、国の間の中二階のような存在になっているわけですが、市町村との関係では、都道府県も国と同様の立場にありまして、市町村に対して命令をする法的な権限はありません。是正の勧告ができるだけでありまして、是正の指示や代執行などの権限はありません。しかし、他方、都道府県は住基ネットの管理主体でもあるわけですから、市町村の責任とは別に、都道府県独自の管理責任を負っています。地方自治情報センターに対する監督命令権限や、同センターへの報告要求、立ち入り検査権限、本人確認情報の安全確保義務などのほかに、市町村相互間の連絡調整や必要な協力をすべきものというふうに位置付けをされています。市町村に対する法的な命令権限はありませんが、都道府県が市町村のために働くべきことが制度上予定されています。

地方自治情報センターの立場ですが、都道府県の住基ネット事務の一部の処理を肩代わりできる機関として国から指定されているものでありまして、都道府県とは法律上には委任契約になります。したがって、住民基本台帳法の中にも、解約することを予定した規定も盛り込まれています。地方自治情報センターから都道府県を経由して市町村に行われる住基ネット管理のマニュアルというものは、都道府県知事に対する必要な協力、住基法でいうと30条の11第8項に規定されていますが、この一内容であって、市町村とセンターとの直接の法律関係はないし、契約関係に基づくものではありません。このマニュアルは市町村において守るべき基準とされていますが、文字通りマニュアルであって、法律ではありませんから、市町村に対する法的拘束力はありません。マニュアルに従わなくても直ちに違法ということにはなりません、逆にマニュアルに従ってさえいけば問題は起こっても免責されるという関係にはありません。また地方自治情報センターに問い合わせた回答どおりに実行したとしても、必ず免責されるわけではありません。例えば、住基ネットを管理する独立の部屋を用意できない地方自治体がついたてを立てるのでもよいという回答がなされていますが、この回答どおりに対応したために問題が起こった場合、実際に免責されない可能性が大きいというふうに言えます。

ここで小括ですが、前段の立法事実の不存在と併せてみるならば、市町村は自ら制度化を望んでいない住基ネットの管理運用について最も重い責任を負わされてるというゆがみを生じています。

法律とその限界ということを書きましたが、立法事実がない上に多くの問題を抱えている住基ネットに多くの市町村が不満を抱くのは当然でありまして、この間、われわれが長野県内の実際を調査したところでは、非常にその事実が鮮烈に出ています。にもかかわらず、ほとんどの市町村が住基ネットから離脱していない。その理由は、「法律があるから」ということがよく言われます。この法律があるからというのは、確かに非常に重要なポイントでありますので、この点について特に考察をすることにしました。われわれ法律家の間でも言われるように、「法律は守らなければならない」という原則があります。その一般論として、法律があるにもかかわらず、それを守っても守らなくてもいいということであれば、秩序維持ができませんから、法律を守れという考え方は原則として妥当と言えます。では、その行政法規について厳格に守られているかと言いますと、これは違います。本日もこの今行っているテーマの後にも議論しますが、自衛官募集に関する住民情報の提供というのは、住基法、自衛隊法・同施行令の解釈としては無理があり、違法であります。住基法は、氏名・生年月日・性別・住所の4情報の「写し」の「閲覧」と、住民票情報の一部の事項の「写し」の「交付」というのを規定しているだけでありまして、自衛隊法施行令120条は「内閣総理大臣」の「資料の提出」権限を規定したものであって、条文の規定の仕方からして、個人情報収集の根拠規定にはなり得ません。このことは法律の学者、誰でもがほとんど同じことを言っておりまして、これと逆のことを言う法律家はまずいません。これは住民基本台帳法の条文、それから自衛隊法の施行令の関連条文、この120条の前後の条文を読んできますと、自衛隊法施行令というのは根拠がないのは明らかであります。ところが、国会の答弁を見ておきますと、当初政府は、住民基本台帳法が法的根拠になるという説明をいていたのが、途中から自衛隊施行令120条が根拠になると言い出しました。しかし、学者法律家の間では、これは根拠にならない、違法であるというのが定説であります。にもかかわらず、政府のほうではこれは適法なんだというふうに言い張っております。また地方自治体なでは首長・議長などの交際費、食糧費、出張旅費、海外視察などに関する違法支出は全国的に行われてきておりますし、現在でも一掃されてるわけではありません。また2001年4月から地方自治法上の根拠を持つようになった政務調査費も「政務調査」の名にはほど遠い飲食などが行われておりまして、事実もあります。これも違法のシステムです。つまり、行政法規はかなり守れていないという部分があります。かといって、私は、だから守らなくていいというふうに言ってるのではなくて、法律が守られていないという現実がかなりあるという中で、われわれはどう考えるべきなのかということが言いたいわけです。

次に法律は不可能を要求しないということが重要かと思えます。正されるべき違法は正されなければいけません。そもそも守ることが期待できないことを法律は要求してはいけません。そういう法律を作ってはいけませんという考え方があります。そのようにしないと、法律を執行する現場において多大なコストや労力を要する反面、執行される側からすると、法律を守らされるのが心理的な負担ないし苦痛になり、「法律は守るべきもの」という忠誠心が法律を執行する側からも、執行される側からも失われてしまいます。表面的には法律が守られているように見えて、実は誰も守らないという二重構造が生じる恐れがあります。先ほど例に挙げました、首長の交際費や食糧費などの全国の支出の仕方をしますと、とても仕事とは思えないような支出が都道府県知事、それから市区町村長の間でも長年にわたってまん延をしておりました。法律家から見れば、ほとんどすべて違法であります。それは国民、住民の側からきちんと問題を指摘しなかったという面もありますが、それは正されるべき違法であります。当該行政事務を実際に行う現場担当者にできないことを無理やりやらせようとする、担当者はできるようにするために、相当ないし高度の努力を強いられ続けます。それでも能力的に「できない」ということはあり得ます。「できない」ことはサボらざるを得ません。しかし、そのような状態はもちろん「違法」で

す。「違法」だと指摘されることを恐れて、「やっているふり」でごまかすこととなります。ここに二重構造が生じます。難しいことを要求すればするほど、要求する対象者の範囲をまた広げれば広げるほど、法律は守られなくなります。法律が守られるためには、法律を守ることを要求する対象者に「できない」ことを要求しないことです。法律は不可能を要求してはいけません。

住基法と住基ネットですが、旧来の住民基本台帳の管理というのは、全国の市町村が法的な責任主体となって行っているわけですが、ここで問題は基本的には起こっておりません。しかし、住基ネットは、全国の市町村の意向をほとんど無視するかたちで進められてきました。その上、コンピュータの専門知識、管理能力、財政負担能力が必要不可欠であるにもかかわらず、多くの市町村がこの点を欠いております。住基ネットの管理運用は、コンピュータを専門職としていない現在の自治体職員には無理です。また、多くの地方自治体では、その組織内で最も住基ネットに詳しいものが住基ネットの管理運用に関して決定権を持つ仕組みになっていません。また膨大な赤字を抱えた市町村が確実に高額化する住基ネットの管理費用を支払い続けることはできません。莫大な損害賠償請求に応じなければならない場合どうなるかなどの財政面の問題についてもほとんど検討されていません。住基ネットの実情は、法律が市町村に不可能を要求していると言わざるを得ません。

では、その法律が不可能を要求している場合は、どうすべきか。そのような場合には「法律は守らなくてよい」という考え方も一つとしてあると思います。しかし、「法律は守らなければならない」という考え方に沿って合理的な解釈が導けるのであれば、極力、そのようにすべきだというふうに考えます。そして以下は、その合理的な解釈を導こうということで書いたものであります。

市町村長と都道府県知事には、さまざまな問題を抱えている実情にある住基ネットの「適切な管理」のために「必要な措置」を講ずる法的義務があります。「適切な管理」は住基ネット特有の要請である以前から、住基台帳法の要請、1条であり、住基法の根幹です。適切な管理のために最もよい方法として市町村長、都道府県知事が考えた合理的な対応が「必要な措置」です。問題が解決するまで一時的に住基ネットから離脱するという対応は、自分の自治体の住民の情報を外部から守るために有効であるだけでなく、自分の自治体の管理が原因となって、他の自治体ないし住民に被害を与えないためにも有効です。昨年8月5日、全国で200以上の自治体が総務省ないしセンターの指示で住基ネットの接続を停止したことがありますが、これも一種の一時的な離脱であります。法律的には、住基法36条の2に基づいて市町村長の判断として行われたものと言うことができます。先ほど申し上げたように、知事には接続の停止を命令する権限はありません。また、総務大臣にも総務省にもありません。

住基ネットから離脱する場合、どれくらいの期間が「必要な措置」と言えるかが問題になりますが、それは離脱を実行した市町村長が、住基ネットの何を問題視したかによります。自分の自治体の住基ネットが市内LANと接続していたことを問題視するのであれば、市内LANとの接続をやめた時点で住基ネットに再接続することになります。個人情報保護法案が成立していないことのみを問題視していたのであれば、同法案の成立によって接続することになります。住基ネット全体の危険性を問題視しているのであれば、その危険がすべて除去されるまで接続しないということになります。このようなことを法解釈論として認めるとなると、各自治体の問題意識によって対応がバラバラになってしまうわけですが、これは住基ネットを市町村の自治事務として法的に位置付け、全国の市町村を住基ネットの管理責任者としたことによるであって、やむを得ないことであります。全国で最も危機意識の低い首長の判断を、全国の市町村長の判断に揃えなければならないとするほうが、はるかに非現実的です。実際にそのような基準で運用されるならば、全国各地でトラブルが発生し、多くの市町村で訴訟が発生することになるでしょう。

したがって、市町村長、都道府県知事の「適切な管理」のための「必要な措置」の内容は、それぞれの判断に委ねるといふほかありません。そこで、必要な措置の内容ですが、この内容について法律的に特に限定はありません。文字通り、住基ネットの実際の運用において必要な措置であり、各市町村長、各都道府県知事の住基ネットの問題点の理解内容に対応します。本審議会は、以下の内容が現時点における県が取るべき「必要な措置」だというふうに考えます。

住基ネットは立法事実を欠いており、市町村が過重な責任を負わされる仕組みになっており、いつ重大なトラブルが起こってもおかしくありません。このことをよく理解している市町村の住基ネット担当者は少なくありません。しかし、長野県内の市町村アンケート調査によれば、住基ネットの担当者の問題意識が首長に共有されていない市町村がかなりの数を占めています。聴き取り調査によれば、「実は共有されていない」と説明した自治体もあります。これは1つの自治体組織内においてさえ住基ネットの問題が理解されていないということでもあります。県は、県内市町村の首長及び住基ネット担当者と住基ネットの実情について十分な情報提供と意見交換を行い、市町村が自らにとって最善の対策が取れるように協力すべきです。また、市町村が最善の対策を取れるようにするためには、住民が住基ネットの問題を理解することが必要不可欠ですので、県として県民に対して十分な情報提供をし、県民の意見を聞くための場を設けるべきです。しかし、市町村との意見交換や県民との対話の場を設けるだけでは問題は解決しません。県は市町村が独自の判断として住基ネットから離脱しようとするときには、これに全面的に協力すべきです。従来、県は国と市町村の間であって、国の指示を市町村に「下ろす」仕事をしてきた面が強く、そのために市町村は県に対して本音を語らないという関係ができあがってしまいましたが、地方分権の時代の今、県は国のため以上に、市町村と県民のために仕事をすべきです。市町村が切実に住基ネットからの離脱を望んでいるのであれば、県は全面的にこれを支援すべきです。県内の市町村の住基ネットの管理状況にかなり深刻な問題があり、そのことを指摘しても対処できない状態が続いているという現実を踏まえるならば、県は県内市町村の独自の判断とは別に、県内市町村と県民のために住基ネットから離脱すべきです。県内市町村の問題の深刻な状況を知りながら、各市町村のみに判断を委ねるのは、県としての責任放棄です。

本審議会では独自の県内市町村調査を行うことによって、県内市町村の住基ネットの管理の深刻な実情を知りましたが、他の都道府県では同様の調査が行われていません。本審議会では、他の都道府県でも同様な、場合によってはより深刻な事態が発生しているに違いないと推測しています。住基ネット問題が一つの県だけで解決できるものでないことからすれば、県は他の都道府県に長野県内の住基ネットの運用の実情を説明し、長野県と同種の手法により、各都道府県内の市町村における住基ネットの運用の実態を調査するよう勧め、住基ネットの問題点について共通認識を持つようにすべきです。その上で、他の都道府県とともに国に対して、住民基本台帳法の改正による住基ネットの廃止を含めて、今後の住基ネットの運用について根本的な見直しをするよう働きかけるべきです。

蛇足ですが、個人情報保護法案の成立との関係で言いますと、個人情報保護法案と住民基本台帳ネットワークシステムというものは、法的には関係がないということ指摘して、以上で終わります。

不破会長：

はい、ありがとうございます。それでは最後の結論の部分の説明をさせていただきます。

私どもこの審議会は、県民のために県民の個人情報保護について審議をしてまいる審議会でございます。そもそも、この審議会が開かれたのは、住民基本台帳ネットワークというものができて、個人情報保護についてきちっと審議をする必要が出てきたというのが発端になっておりますので、このネット

ワークが前提になっております。このネットワークの性質上、県庁の中の情報保護ということだけを見るのではなくて、各市町村、現場を見なければ県民の情報保護というものをわれわれも確信することができなかったということで、これまでさまざまな調査、アンケート、報告を聞いてまいりました。これらの調査の結果、これまで各委員がご報告されましたとおり、残念なんですけども、現段階におきましては、県内各地の市町村の住基ネット管理の実情は、われわれにとって個人情報の保護が十分になされているとはとても思えない状況であるということが明らかになりました。また、先ほど少し話がありましたけども、27団体につきまして、早急にそれを改善するように、非常に異常な状況を早急に改善するように県の情報政策課を通してお願いをしたところ、いろいろな問題がありまして、1カ月たった今でもまったく手が付けられていないという状況もございます。つまり、この個人情報保護が確実になされるということが直ちに可能になるという確信がまだ持てないでおります。ということで、私ども本審議会におきましては、さらに今後も調査を続け、各市町村一つずつを回りながら、個々の対応もしていく必要はもちろんですけれども、現在の市町村がおかれている住基ネット管理の実情の深刻さと、その緊急性にかんがみ、現時点で答申といいますか、報告になろうと思っておりますけども、報告できることについては、この審議会の責任できちっと報告をして、県の判断を仰ぐという必要があるという結論で、ここに挙げます1から5までの結論をまとめさせていただきました。これは非常に大事な点ですので、そのまま読み上げさせていただきます。

まず1といたしまして、県は、県民の個人情報保護の観点から、当面、住基ネットから離脱すべきである。2番目に、県は、市町村が独自の判断で緊急の「必要な措置」として住基ネットから離脱しようとする場合には、これに協力すべきである。3番目に、県は、1番の実行に先立って、県内市町村長及び各市町村の住基ネット担当職員と、本審議会で調査した県内の住基ネットの実情について意見交換の機会を設け、実情に関する理解を共通にする努力をすべきである。4番目に、県は、1番の実行に先立って、県民に対して本審議会で調査した県内の住基ネットの実情を知らせる機会を設け、県内の住基ネットの実情に関する理解を共通にするよう努力すべきである。5番目に、県は、上記1から4と並行しまして、他の都道府県に対して、長野県内の住基ネットの運用の実情を説明して、住基ネットの問題点について共通理解を広め、他の都道府県とともに国に対して住民基本台帳法の改正を含めて、今後の住基ネットの運用について根本的な見直しをするよう働き掛けるべきである。

これが私どもの第1次報告の結論案でございます。それでは、ただ今より、この報告案につきましての各委員のご意見をいただきたいと思いますが、まだ発言しておられない中澤委員さんのほうからお願いできますでしょうか。

中澤委員：

私は前回欠席をしておりまして、誠に申し訳ないと思います。

実はこの報告書については、きのう、読まさせていただいたという状態であります。そういう中でですね、まず一点、市町村から私のところへ聞こえてきてる声っていうのが、若干皆さんと違う声が聞こえるようになっております。というのは、審議会の都度、報道発表がされるわけですね。そういう中で、これを重ねていく中で、あれっていうようなことを市町村の人たちが感じ出しております。と申しますのは、例えばの話が、3月の末の発表の中で、住基ネットの中へ不正侵入ができたがごとの報道発表がなされた。なんか、その都度、センセーショナルに発表するというのか、少しオーバーに発表するようになっていくのが、そういう中で、あれ、県の審議会って、何なんだろう。住基ネットに反対する会なのかなっていうような、そういう声が届けられるようになってきております。1つそういうことがありま



すということです。

それと、もう1つ、私はこれはこの委員を受けるときもそうなんですが、いつも申し上げておりますが、事務局の市町村課からは、この委員会自体は住基ネットの是非について審議するものではないというお話をいただいております。長野県が県として接続をして、それで運用、利活用を図る中で、いかによくしていくか。そういうようなことを審議するものだというふうに事務局からは説明を受けております。そういうことがひとつ頭にあります。

それから、市町村ということで申し上げますと、私のいる上伊那10市町村につきましては、昨年1次稼働の後、現在、2次稼働に向けまして、これは県を通してこういう準備を進めてくださいという手続きに沿っているような準備を進めてきております。先日も、例えば広域交付の稼働実験、発行実験が終了しているところでございます。これは当然の話として、それまでに手続き的に考えますと、予算を取ったり、議会に説明したり、住民に説明したり、そういう手続きを進めてきて、15年度の8月からはこうなりますよということを説明してきてるわけです。そういう中で、県に離脱を提言するっていうのは、市町村にとっては非常に大きな混乱が起きるんじゃないのかなというふうに考えております。

それから、先ほど、佐藤さんや吉田さんのおっしゃられてるような、ネットワークについてこういう現状があって、ここのところはこういうふうに改善すべきだよっていうようなお話がありました。そういうことは当然の話としてやっていくべきだと思います。ですが、セキュリティのお話が一番根底にあって、こういうことが出てきてるんだと思うんですけども、LASDECの戸田部長さんをお呼びしたときも、戸田部長さん、LASDECの考え方は専用回線と、暗号化と、サーバ間の相互認証でセキュリティを確保するという言い方でした。きょうの吉田さんの話を聞いてもそうなんですが、戸田部長さんの話でもそうなんですが、やっぱり技術者としての良心で見て、要するに両者とも100%はないっていうことは当然言っております。そういう中で、やっぱり鍵と泥棒の関係みたいなもんだと思うんですけども、何でも開けれ、どんな鍵でも開けてしまうという人がいるからといって、必ず泥棒が入るっていうもんでもないとは思っております。何よりも、インターネット等でいろいろ調べたりしてみると、このセキュリティについては一方ではここまで金掛けてやりすぎだよっていう考え方もあることも事実です。どういう脅威を想定してやるかっていうことになってくるんでしょうけれども、私が仮にそういうことをするとしたら、本人確認情報を例えば取りたいっていうようなことを想定するとしたら、やっぱり市町村のCSへ入るなんていうことよりは、県とか全国センターサーバそのものからいただいたほうがたくさんデータ入ってるので一発でっていうようなことで、そういうふうに考えると思います。ただ、そうはいつでも、実際に法律を犯して、罪を犯して入ってくるわけですので、それに見合う、先ほどのお話しじゃないんですが、メリットがあるかどうかっていうことで、犯罪が起きるかどうかだと思います。戸田部長さんが言われてるような対策、その中で、もうひとつ、どこまでやるかっていうのが1つのはかりになるわけでしょうけれども、昨年の8月以降、9カ月くらいの稼働実績があるわけですね。そういう中で、あの説明会の折には、今のところ不正侵入は検知されてないっていうお話でした。このことをどう評価するかっていうのも1つの観点にはなるうかと思えます。というのは、インターネットの世界で、毎日のようにいっぱい不正アクセスがある。そういうことと比べたら、9カ月間も動いて不正アクセスがないというのは、非常にある意味ではセキュリティは高いと思います。私は、そういうことも評価し直す必要はあるんじゃないでしょうか、と思います。物理的に可能性がある、ある、あるっていうふうにとらえるのは簡単ですけども、だからといって、9カ月の稼働の中で全然入ってこないっていうのは、やっぱりある程度評価する必要はあるんじゃないでしょうか。私は思っております。そういう中では、県が、これLASDECが作ったものなんだろうけれども、県が住

基ネット接続にあたってはこういうことしなさいよっていう基準を出してきてるわけですけども、今問題なのは、その基準どおりやられてない市町村があるっていうことが一番問題になるじゃないのかなっていうふうに思っております。そのこと自体は、県がきちっと指導をしていただくなり、検証をしていただくなりということで当面对処していかなくちゃならないんじゃないのかなというふうに思っております。今回の中間報告っていうことになるわけですけども、そういう中では、やはり県から特に何か諮問があったわけではないわけですし、そういう中で住基ネットの制度そのものに触れるような報告をするのは、私はどうかと思っております。

それからもう一点、先ほど吉田さんの話の中で、これはお伺いしたいんですけども、この住基ネットの問題とはまったく別に、既存の住基なり基幹系のシステムがあって、住基ネットに接続しなくてもインターネット等は接続をされているような状態があるわけですよ、実際の話をしめすと。そうすると、その住基ネットに接続するとかしないとかっていうこと以前に、その市町村は、現在の基幹業務のシステムの中のものもきちっと守られてないんじゃないか。住基ネットに接続しなくても、吉田さんのおっしゃられたような何億円掛かるかっていうようなシステムは、市町村で入れていかなくちゃいけないっていうことになりはしないんでしょうか、っていうことをちょっとお伺いしたいと思います。以上です。

不破会長：

はい。今、中澤委員のお話の中で、いくつか重要な問題が指摘されたと思えますけども、まず一点、最初に市町村から中澤委員さんのところには、われわれがアンケート調査なり現場の聴き取り調査をしたときの声とはどうも違う声が届いているのだというご報告がございます。つまり、われわれは各市町村の生の声を聞こうといろいろと努力をしてみたって、このような報告なりをしてきたわけなんですけども、その調査の仕方に問題があるということでしょうか。別の調査のやり方をすれば、もっと違う声が聞こえてくるということ、今、ご指摘になられたということでしょうか。

中澤委員：

ヒヤリングなりなんなりしたとき、担当者の方が言われたのも、それも事実だとは思いますが。

不破会長：

ええ。それと違う声もまた別の担当者の中にはあるということですか。

中澤委員：

そうですね。何回か新聞発表を見てるうちに、あれって感じるようになってきてますね。

不破会長：

われわれは別に恣意(しい)的にある声だけを取り上げようとしてきたわけではなくて、実際に現場の方の声をそのまま聞いて、そのまま報告をしてきた。その場には中澤委員さんももちろん立ち合わせておられたわけですし、ところが、それとは違う声もまた違う現場から挙がってくるということですか。

中澤委員：

そうですね。

不破会長：

それは、われわれもぜひ聞きたい声ですので調査をしたいと思うんですけども、調査方法について、またご指導いただければと思いますけど、どう調査すればそういう声が聞こえてきますかね。

中澤委員：

調査対象者を変えたり、今の時点でもう一度考えるか、どう考えてるかみたいな...

不破会長：

つまり、現場じゃない別のところは何か違う期待をしていると。

中澤委員：

いや、そういうことじゃなくてですね、結構、報道発表の中で、「あれ、どうしてこういうことなの」という感じですね。

清水委員：

ちょっとよろしいですか。

新聞記事の断片的な情報で、われわれの仕事を評価されては困ります。そういうお話があるのであれば、むしろわれわれ審議会の間では自由な意見交換してるわけですので、この自治体でこういう意見が出てるというのをぜひもっと早く出して欲しかった。これからでももちろん出していただいてもいいんですけども、われわれがやったのは確かに1つの自治体にとっても全員を対象にしたわけではなくて、住基担当の職員というところで限ってやってます。それは、そこが一番実情を知ってるからだろうということで、そこを中心にやっておりまして、その少し上の立場の方も参加してることもありますが、そこに焦点を当ててやってます。ただ、そういう方でもその自治体では違うのがあるよということですか、あるいはほかの立場の人、そことはまた違うところの立場の人と話をしていく場合、感想的なことではなくて、しっかり話し合いをしたほうがいいと思います。ぜひそういった方々を具体的にリストアップをしてください。われわれとしてもいろんな意見を引き出そうと思って、北部・南部・中部、それも都市規模も市町村というふうに意識的に設定して行きまして、中澤委員も入っていただいて決めたわけです。これからそういうところも早急に調査を進めたほうがいいと思います。

不破会長：

はい。それともう一点なんですけども、中澤委員さんのところには、先ほどのお話で、市町村課のほうから、つまり事務局のほうから本審議会は住基ネットの是非について審議するものではないという説明が再三あったというお話。

中澤委員：

いえ、私、これを受けるときに言われております。

不破会長：

それを言われたのは市町村課ですので、市町村課はどのような意図でそのようなご発言をされたのか

をご説明いただけますか。

西泉市町村課長：

担当者全員変わっておりますので、そのあたり、正直どういうご説明があったのかですね、私たちのほうからご説明することが、少なくとも、この場ではできません。

不破会長：

では、今の市町村課の立場ではどうでしょうか。

西泉市町村課長：

はい。前回の審議会まで、問題点がいろいろ明らかになり、それに対して県としてどういうサポートをしていくかという議論をしておりました。それが今回の報告の中で、離脱を薦めるといふかたちになっているのは、これまでの議論をですね、ちょっと飛び越えたかたちになっておるのかなというふうな印象を受けております。せっかくでございますので、今回の報告につきまして、市町村課の意見というか、申し上げまして...

不破会長：

すいません。ちょっと今一点だけ。市町村課として住基ネットそのものの是非についてここで審議するのがいいのか悪いのか、どちらと考えておられますか。

西泉市町村課長：

これまでの流れから申し上げますと、サポート体制、いかに市町村をサポートするかという議論を進めてきたはずでございますので、その流れの中で審議していただくのが適当ではないかというふうに考えております。

櫻井委員：

私がこの審議会の委員をお引き受けいたしましたのはですね、住基ネットの稼働に伴って、県民の個人情報はいかに守りながら、この住基ネットの仕組みというものをきちんと整備していくか。その中には、住基ネットの制度についての本質的な議論もしていただきたい。果たして、これが長野県の将来にとって、必要なものであるのかどうか。県民のためになるのかどうか。その点を踏まえて、住基ネットの是非を問うということまで含めての本質的な議論をお願いしたいという説明がございましたので、その説明がありましたから、私はこの審議会に入りました。今まで私は、ジャーナリストとして仕事をしてきておりまして、この種の審議会には入らないようにしてきました。いかなる国の審議会からも距離を保ってまいりました。それが、1つの県の審議会に入りました心は、まさにこの住基ネットの本質を問うものであるという県知事からの意向としての説明が市町村課からあったからでございます。このことは言明しておきたいと思えます。

不破会長：

この審議会を設置いたしましたのは知事ですので、知事としてどのようにお考えでしょうか。

田中知事：

この審議会は住民基本台帳法の第30条の9というものに基づいて、国が各都道府県に関して、本人確認情報の保護に関する審議会を設けよということであります。まさに、長野県民であります一人ひとりの市民の本人確認の情報というものが、その本人に対して不利益を被らせないというために、この審議会は設けられてるわけであります。これはすなわち、まさにパッシブ（passive：受け身の）なものとしてですね、何か具体的な事例が起きたと、あるいは訴えがあったということに関して、そうした市民の側からですね、訴えがあった場合に関するご審議をいただくということでは、これは必ずしもなくですね、むしろまさに国が法律を設けて、本人確認情報の保護ということをしすべきだという観点から設けているわけでありまして、その本人の個人情報の保護ということが不利益が生じないためのですね、ある意味ではパッシブではないご審議ということが、これは求められてることであるというふうに思っております。こうした観点で、皆さまに委員へと就任をいただいております。

不破会長：

はい。どうも中澤委員さんのところに説明に行ったときの市町村課の対応が、私も住基ネットの是非について話をしちゃうならんとは一度も言われておりませんし、そのような説明はまったくございませんでしたけども、ちょっとそのあたりの対応については、しっかり今後のこともありますので、調査をして、ご報告いただきたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。今の知事の言葉にもありましたけども、住基ネットそのものの是非も含めて、県民の情報保護について審議をするのがこの委員会だと、私は伺って会長をやらせていただいておりますので、その点はよろしく願いいたします。

あと中澤委員さんのほうから、2次稼働を前に、ここで県が離脱するということは大変大きな混乱を招くというご指摘がございました。その点について、はい、清水委員さん。

清水委員：

それもメーリングリスト上で委員全員に答えをお送りしているので、その質問はもう委員からは出ないと思っていました。総務省が都道府県を通じて、住基カードの発行予定あるいは住基カードの独自利用条例の準備状況についてどうなってるかという調査を4月17日付でやってるのはご存じですか。その集計がすでに集まっています。集まっていますよね。長野県のも把握してますか。イエスかノーだけでいいです。

事務局：

集まっています。

清水委員：

集まってますね。そこの内容を見るとですね、私長野県のはまだ見てないんですが、独自利用条例というのはほとんど作られていません。私がつい最近見たのは神奈川県なのですが、作ってるところは座間市1つだけで、それ以外のところは作っていません。電子自治体と言われてる横須賀市も作っていません。横浜市、川崎市もまったく予定をしていないということを確認をしています。それから、カードの発行枚数について言いますと、1%に満たない自治体がいくつもあります。自治体の財政的な余裕からすれば、長野県よりも神奈川県の自治体のほうが相当上なんじゃないかなと思いますが、そういったところで1.何パーセント、場合によっては0.何パーセントという発行予定枚数になっています。長野県内の

住基ネットの担当者に長野市に集まっていたときの話の中にも、住基カードを発行したくないという自治体職員の声が出ている。ですので、総務省が500円で発行しなさいという設定するのに対して、2,000円という額で発行してる自治体が長野県内にあります。2月議会でそういったものが可決された議会があります。神奈川県内にも1,000円で発行しようとしている自治体があります。総務省が500円で発行しなさいと言ってるものを、1,000円、2,000円で発行することの意味は、これは重大です。ほとんどの自治体がかたちはそろわなければいけないから、準備はした格好はするけれども、住基カードの発行はしたくない。発行するにしても、これはもう申請がなければ1枚も発行できないわけですね、実際には。今まで無料で住民に提供していたサービスをですね、500円のカードを買えということが、ICカードを持ちなさいというようなことをですね、自治体の側からどこまで説明できるのかについては非常に不安を感じております。長野市のこの前の集まりのとき、住基ネット担当者が集まってきた中でも、どういう説明したらいいかわからないので、審議会のほうでどういう情報提供の仕方したらいいか、ぜひ教えてほしいということを、皆さんがいる中で、そういった発言もあったくらいなんです。ですので、その混乱というのは具体的にどういうことを意味しているのかが、今まで進めてきたことが、単に場合によったらストップになるということ以上にですね、担当の職員がどれほど困るのか。少なくとも、県民の側は何も困らないのではないかというふうに思うわけでして、法律家から見ると、混乱が起こるという場合に、誰にどういう、それがしかも深刻な取り返しのつかない問題が起こるのか、それともそうでないのか、そういったところはやはりきちんと検討しなければいけないんじゃないかと思っておりますが、今のところ、そういうことが起こるとい話は聞いたことがありません。

不破会長：

中澤さん、いかがでしょうか。

中澤委員：

私どものところは10市町村ともカード条例は6月に制定予定です。すべて。

不破会長：

混乱も起きそうですか。

中澤委員：

いや、起こると思いますよ。

清水委員：

混乱というのがどういうものなのかということです。

中澤委員：

例えばカードは住民から請求があったときに交付するってなってますよね。これは、あってもしないうということですか。

清水委員：

離脱をするということになれば、カードの発行はしないことになるでしょうね。というか、なると思いますが、それは詰めていくことではないですか。各自治体と県と、あるいはわれわれ審議会の委員も入りますでしょうし、場合によったら総務省とも相談をすることになると思いますが。離脱をしたいという場合に、じゃあ個々の住民のカードの発行はどうするのかっていうことは、それはそれで考えなければいけないかと思いますが、たった1人の住民のために自治体はその住基ネットを維持しなければならないというのは、非常に不合理なことなんではないかというふうに思いますが。

不破会長：

中澤さん、いかがでしょうか。

中澤委員：

私どものところは、いずれにしましても、独自領域使用条例を作って、それで自動交付機を使うということで、10市町村そろって準備を進めております。

不破会長：

あと、中澤さんご指摘のセキュリティの面ですけども、L A S D E Cがやっているセキュリティ確保について、前回、戸田部長さん、非公開ですけどもお話を伺いました。吉田さんに対する質問がいくつか中澤さんのほうから出ていたと思いますけども、吉田さんのほうから、いかがですか。

吉田委員：

ご質問の中で、インターネット側については、住基と別のネットワークであっても設備投資をしなければならない、既存の情報を守るということも必要なのではないかということだったかと思いますが、答えはあると思っています。これについてはですね、理解を深める意味で、私のイメージをお話すると、国がある小型車ですね、その市町村に必要なだからと、買いなさいと言われて、自動車を買いました。職員が運転をしているんですけども、自動車の構造をまったく理解していない。アクセルとブレーキはわかる。ハンドルきると曲がる、止まる、ぐらいはわかると。ある時事故を起こすわけですよ。それでどっかの民家に突っ込んだり、あるいは市町村の方にけがをさせて迷惑を掛けた。こういう時にですね、自動車保険に入っていないなくてよかったのかどうかとかですね、それから整備はなされていたのかとか、タイヤの減りはなかったのかとか、こんなのを各市町村がですね、運用する側が設備としてコストを掛ける、これ当然です。それから、例えば自動車ですと、高級車に乗ってるとします。自動車のことはよくわからない。知る必要もない。だから、ぼくは整備工場に出している。そのコスト払って。あるいは、自分で全部やるから、自分で知識を付けて勉強をして、自分で何もかも設備を整備をする。これどっちも正しいことだと思いますけれども、どっちかしかできないんですね。なのにどっちもしないということになってるとするのは、おかしいんだということを気付くべきだと思います。こんな異常な状態であることを、離脱うんぬんという話で結論をぼやかしているという話じゃなくて、何もしないでいいわけはなくて、何かしないといけないので、どれを選ぶかという判断をしてくださいという材料を提供したというふうに考えています。私の考えているイメージはお伝えできたかと思います。

櫻井委員：

直接には、ダイレクトには関係ないんですが、本質的に非常に関係のある国会答弁が、5月19日に参議院の個人情報保護に関する特別委員会で行われました。その中で、長野県の参議院議員である方がですね、住基ネットについて質問をいたしました。長野県下には数百人という小さい自治体が数多くあって、法律として個人情報保護法が成立したと仮定しても、現実には非常に難しい問題があるんだという質問をいたしましたときに、片山総務大臣がお答えになったことはですね、「いや、その住基ネットに関しては、非常に守ってるという意見もある」と。「1万円のを100万円掛けて守るようなこともやってるんです」と。「これはむしろ過剰じゃないですか」というご発言がございます。これは議事録で正確にちょっと確認をしていただきたいんですけども、そして「長野県の場合は、もっと市町村合併してもらわなきゃあかんのですよ」という表現でございました。私は、長野県の方々はですね、国のこのような姿勢について、どう思われるのかを逆に聞きたいと思うんですね。私が長野県民であるならば、これは地方自治体の判断することではないか。数百人の自治体が自分たちでそのまま存続したいとして、何が悪いのか。1万円のを100万円でするという表現は適切なのか。国民をばかにするものではないというくらいの思いを、県民の方は抱かないのでありましょうか。ですから、総務省がこのような情報を守るための、個人情報を守るための手は打っているとか、LASDECがこう言ったということの本質的な意味、果たしてそれは本当なのか。今まで言ってきたことと現実の間にこれほどの格差があるときに、私たちは一体どこに目を向けるべきなのか。市町村の実態を見るべきではないのか。担当職員の声を聞くべきではないのか。LASDECの技術者の意見はLASDECの立場を代表するものであります。総務省の官僚は、彼らの利益をこそ代表するものであります。総務大臣はまた同じですね。ですから、長野県の審議会としては、長野の実情を最も重視しなければならないんだというふうに思いまして、実は私は、今ちょっと私の報告案の新しいバージョンをお配りいたしました。ここで何が古いバージョンと違うかという、一番最後の結論の部分なんです。私は「せざるを得ない」とか、「これを重視せざるを得ない」とか、「注意せざるを得ない」というのを、6ページの一番最後のところで古いバージョンで言っていたんですけども、少なくとも27の自治体の住基ネット回線がインターネットとつながっていて、私たちはこの事実を見つけたときに、実は私はジャーナリストですから、もう即報道すべきだと思ったんですけども、その時点で報道をしてしまえばですね、内外の少年や少女たち、コンピュータがすごく好きな子どもたちをはじめ、内外の犯罪ネットワークからもですね、長野県の自治体へのアクセスが殺到して、国民の情報が、長野県民の情報だけではなく、日本人全体の情報が取られるようなことになりかねないと思いましたから、そのようなことは私の望むところではありませんので、じゃあこれは当面マル秘事項にしましょうということでもまいりました。私はもう当然のことながら、きょうまでの1カ月間ですか、の間に対策がとられているものだと思いますけれども、そう思いながら書いたのが、この審議会の最初のほうのものでございました。ただ書いてみたら、いや実態は違いますと、まだ対策未了ですと言われまして、どうしたことですかと言いましたら、調べてみたら複雑すぎて、コストが掛かりすぎて、結局そのままにしてありますと言われました。私はもう一体なんだろうと思いました。一体どういう考えでこの住基ネットを皆さん考えているのか。住基ネットの目的は何なのか。それは、インターネットにつながってる状態っていうのがわかったにもかかわらず、対策をとらない。お金がない、複雑である、国民の情報をどのように考えているのかということで、かなり腹が立ちまして、ですから、終わりのほうの結論をですね、「何々せざるを得ない」というのではなくて、「重視する」とかですね、「間違っている」とかですね、断定調に改めたのが新しくお配りしたものでございます。



不破会長：

はい。中澤委員さん。

中澤委員：

私、先ほどの吉田さんにお話ししたのはね、市町村というものは、これは佐藤さんの図面使わせていただくんですが、資料に図面ありますよね。標準的なシステム構成はともかくとして、危険な接続事例っていうのがあるわけじゃないですか。この接続事例の中で、いわば住基ネットを離脱するとか、しないとかっていうことの以前の問題としてですよ、この住基ネットなんていうのは、はっきり言うと、この4情報くらいしか載ってないわけですが、この右側にある基幹系ネットっていうのは非常にたくさんの情報が載ってるわけですね。そうしますと、これ自体がインターネットにつながってること自体のこのほうが非常に問題なわけなんです。情報の重要性から言えば。ですので、住基ネットから離脱すれば市町村の情報保護は解決するっていう問題じゃ全然ないと私は思うんですけども、そこらへんはどうですかっていう意味で聞いたつもりなんですけれど。

不破会長：

はい。

佐藤委員：

いいですか。問題は2つあるんですけど、おっしゃられるとおり、住基ネットにつながる前の状態でも、個人情報管理しているサーバがあって、それが庁内のイントラとつながってる、あるいは結果的にインターネットにつながってる状態があると。これは問題なんです。この状況はやっぱりそれも直さなければいけない。ただその時に、いくらお金を掛けますか。それからその時に、仮に侵入されたときに、どれだけのいわゆる被害が生じますかというところで、今の市町村の今までの実態としては何十億も掛けられません。それから、被害をアタックされたとして、最大受けても自分の市町村の中だけです。受けていいとは言いませんけれども、最大受けても自分の中だけです。ところが、住基ネットにつながった段階で、自分が被害者だけではなくて、加害者にもなるということによって、与える影響というものは何百倍にも何千倍にもなるんじゃないですかと。したがって、同じようにインターネット側からアクセスされるという意味においてはリスクは同じですけども、結果として、アタックされた後の影響の度合いがもう全然比較になりませんから、今まで放置してきたんで、だからこれからも放置していいとは言えない。住基ネットにつながった段階では、もう今までは比べものにならないほどのセキュリティ対策はとるべきである。ここのはよろしいと思うんですよ。あとはその時に、じゃあいくら取るかという議論だと思うんです。で、吉田さんがもう試算をされた。だから、それだけのコストを掛けて守るべきなのか、あるいは、まるっきり逆に、もう今までもつないできたんだけど、実際アタックはされなかったからよしとするかという、これは価値観の問題なんですけども、少なくともわれわれとしては、それはいわゆる比較にならないだけの影響が想定されるので、今まで以上の対策はとらなければいけない。その時にとる方法は、IDSを入れるなりですね、24時間監視するなりという、完璧なものを求めるか、あるいは例えば普通の企業でもいいですけども、自社のサーバをどこまで守るかといったときに、自分のとこだけやられるからいいよとは言いません。企業もみんな自分の情報を守ります。したがって、みんなIDSというものを入れ始めているわけです。公共団体だって同じことな

んで、たまたま今までお金の問題とかでやってこなかった、あるいは今回住基で騒がれたからっていうわけではなくて、本来、やらなければいけないんですが、お金と、いわゆる掛けるコストとそれに掛けないときの影響とのてんびんの中で、結果的に今までは掛けてこなかっただけの話で、それをそのまま、今までそうなんだからこれからもいいよとは言えないと思います。

中澤委員：

まったく、それはそうだと思うんですけども、だから住基ネットを離脱してもやらなくちゃいけないですね、これね。

佐藤委員：

離脱してもやらなければいけません。どこまでやるかです。ですから、80億掛けますかっていう話と、いや20億に抑えますかという問題なんですよ。

不破会長：

吉田さん、何か。

吉田委員：

そうですね、あとIDSを入れたからといって解決するというものでもないです。IDSを入れるか入れないかという議論もする必要があります。私の試算では、インターネットと分離しているという前提があって、かつインターネット側の設備、これはセキュリティオペレーションセンターというのを作って、そこで監視をするという前提もあり、かつ住基側でのアノマリーの監視をするというのもあるという前提で数字は作られていますので、離脱しようがしまいが、こういうコストがずっと掛かるんだという話を先ほど来しているという認識を持っています。

不破会長：

あとですね、中澤さんのほうからは、今は答申をすべきではない。報告書を出すべきではないというお話がございましたけども、一点、謝らなければいけないのは、いくつかのところで「答申」と書かせていただきましたけども、これは私のミスでして、これはあくまでも「報告」であります。何か諮問を受けて答申を、それに応えるかたちで出したということではありません。知事からはそのような諮問をまだ受けておりません。知事から受けた諮問は唯一ありますのは、市町村における個人情報保護について調査をするようにという諮問は受けましたけども、このような報告を出すようにという諮問は受けておりません。ですから、これはあくまでも報告であります。今この時点で報告を出す理由につきましては、先ほど来お話しをさせていただきましたし、前回の審議会で報告を出しましょうということが議論をされて、前回、中澤委員さんはその時ご欠席でしたので、私が審議会が終わった直後に電話を掛けさせていただきまして、報告書を出すことになりましたということでご了解を得たつもりでございました。それから1カ月たっております、それに対する異議を私は受けておりませんでしたので、報告を今この時点で出すということについてはご了解を得たものと思っております。ともかく、今この時点で報告は出させていただきます。ただ、その内容について、じゃあ中澤委員さんのほうとして、このような書き方にしたらどうかというようなご提言等が、これまでの議論を経てあろうかと思っておりますけども。

中澤委員：

先ほど事務局のほうでお話がありましたように、今までの議論というのは、いかに良くしていこうかっていう方向で議論を進めてきたと思いますので、実情はこうであるから、これを改善するにはどうしたらいいかと、そういう報告になるんだと私は思っていました。

不破会長：

この報告書を見ていただきますと、何とかこの住基ネットをきちっと運営するためにどうしたらよいかということに随分ページを割かせていただいて、ネットワークの技術面、セキュリティ面、それから法律面、何とかこの住基ネットの中で個人情報の保護というものができるようにということやってまいりました。その結果、われわれにできることは2つありまして、1つはここにあるような、当面まず離脱をして、安全性を確保しつつ、その次の対処をしていくということ。もう1つは、今この時点で緊急だけでも吉田さんがご指摘のような予算を掛けて、この住基ネットのセキュリティ面を高めて存続させるべきだという、その2つのどちらかの報告になろうかと思えます。責任を持って個人情報の保護がなされるということをわれわれが報告書の中でうたうためには、そのどちらかの選択肢があろうかと思えます。中澤委員さんのほうは、その後者のほう。

中澤委員：

と申しますかね、先ほどセキュリティの話でいくつか提言あったんですが、少なくとも、LASDECが指示したとおりのことをやっている中で、9カ月間の中では、何も起きてないんですよ。そのことをどう評価するかです。だから、きちっとそのことが守られてないということ自体は問題だと思います。だから、そのことをきちっと守るよう市町村にお願いしてもいいんじゃないかなと思います。

不破会長：

つまり、現状のシステムで問題がない...

清水委員：

左側歩いてる人に右側歩きなさいっていうのは簡単な話なんですけども、なぜこの1カ月間でできてないかっていうのは理由聞いてますか。調べてますか。注意されてできることならすぐやるんですよ。私も櫻井さんも、そうできてると思ってたんですよ。ところがどこもやってないんですよ。なぜか理由ご存じですか。できないからなんですよ。お金がないからなんですよ。見積もりしたんですよ。お金が払えないんですよ。どうしますか。これにすぐ応えられなかったら、どうしようもないじゃないですか。重大な問題になってるんですよ。インターネットにつながってるんですよ。こういうふうには直せばいいというように見積もり作ったんですよ。その先進まないんですよ。貧乏でお金がないからですよ。どうするんですか。上伊那でカバーしますか。そういう問題なんですよ。やりたくないかもしれないけど、お金があればやりますよ。できないんですよ。その時にやってないのは問題だなんていうふうに言うのは、それは国の姿勢ですよ。われわれは長野県内の市町村、県民のために仕事してるんじゃないですか。国の代わりにわれわれは発言するじゃありませんよ。だから、そのお金の手だてでどうするんだか、教えてください。

佐藤委員：

いわゆる問題のある市町村に対する対応がされてないということに関して、できれば、情報政策課のほうからですね、どのような対応をされて、どういう経過になってるのかということ、少し詳細を報告していただければありがたいんですけども、どうでしょう。

不破会長：

はい、じゃあ情報政策課。事実としてコストが非常に掛かると。それがために、まだ対応はできていない。それはきのう、何度も情報政策課に確認を私もした点なんですけど、それは事実でございますよね。

松林情報政策課長：

その前にですね、当面早急にできる方策として、うちのほうとしては3つ前回提示をさせていただきました。1つが、ネットワークを切り離して独立させるっていうやり方。それから2番目としまして、先ほどから出ております、IDSとか安全性を確認すると。それから3つ目としまして、常時接続ではなく、必要なときのみ、そのケーブルを接続すると。この3つをうちのほうでは視野として考えてました。このうち一番お金が掛からないのは、常時接続ではなく、必要なときのみケーブルを接続すると。こういう選択肢が一番お金もそんなに掛からないだろうということで、これも検討をまずいたしました。ただ、これにつきましては、LASDECのほうから、地方自治情報センターのほうからですね、いつでも切れてしまうと、アラートが、いわゆる危険信号が出てくると。こういうことがありまして、ではそのアラートをやめるためには何か本当に危ないときに、そのアラートが鳴らなくなってしまうと。こういうことがあるということで、非常にこれは現実的にはすぐ対応は、そういう問題があるということで、この選択肢はとらないかたちになりました。それから、IDSを取り入れる。これは当然お金が掛かるっていうことで、これも難しいと。あと、ネットワークを切り離して独立させる。これが抜本的な解決策だというふうにわれわれも考えておりまして、これは実は市町村が、長野県の中の多くの市町村が契約を、保守管理を委託しております業者にお話をしましてですね、どれだけお金が掛かったり、どういう問題があるのかということヒヤリングをさせていただきました。その結果が、櫻井さんのところにもちょっと書かれているようにですね、やはり役場の中でも庁内だけじゃなくて、いろんな支所とか、そういった複雑なものがやはり全体的に対策を練っていかなければいけないということで、非常にお金が掛かるという問題も新たに出てまいりましたので。それからあと、最終的にはやはり、これは市町村の費用負担がいずれにしても構築には掛かると。それから、構築要件についても、これはいろいろ複雑な問題が出てくるという話もございまして、結果的に5月2日のときに、勉強会のときにですね、こういうお話を早急にやるというふうにご提案させていただいたんですけど、今言ったような事情で現在検討中であるということでございます。

不破会長：

はい、ありがとうございます。中澤委員さん、いかがですか。

つまり、ご理解いただきたいのは、報告書は今この時点では出すということでございます。出す以上、それは実現可能性のある報告書でなければいけない。市町村に過度な負担を求めるような報告書は書けないわけですね。実際に1カ月たって、まったく対処ができない。それは主にコストの問題があるわけですけども、ですからこの報告書の中で、サポートをするから、これだけ金を掛けて個人情報保護のために頑張ってくれということを書くことは、技術的には可能であっても、財政的にとても書けないとい

うことをご理解いただきたいんですね。市町村にとっても、このかたちのほうがいいのではないかという判断で、どちらかですよ。セキュリティ面をきちっとやって何十億というお金を掛けてやりなさいと。ところがこの1カ月掛けてできなかった。それは何億円も掛ける話ではないでしょうけども、それすらできなかったという事情を前に、市町村に対してそれだけの金を掛けることをやれという報告書でいいのかということをもも考えました。それを考えると、今この時点でできる唯一の選択肢は、今回のこのような結論なのであろうというふうに判断をして、このような案をまとめさせていただいたものなんですけども。

清水委員：

この結論部分ですけど、1、2だけにしていないというのが重要なのと、あと1、2にしても、永遠に出ようという、出るべきだと言ってるのではなくて、問題状況はみんなわかっていないんじゃないかと。われわれがそう認識した事実を、県民、市町村が共有をして、その上でどう考えるのかというのを決めたほうがいいと。われわれは材料は提供する。こうしたほうがいいのではないかということも言う。しかし、利害関係にあるのは市町村であり、県民であるから、その人たちが問題状況を知って決めてほしいと。最終的に永遠に離脱かどうかということにしても、それはわれわれは判断できないと。ただ、当面そういうふうにするべきではないかと。市町村によっては、国との関係でなかなか自分から意見が言えないこともあるだろうから、その場合には県がバックアップをする、あるいは県自らが決断をするというふうに、当面考えるべきであると。これを1カ月、2カ月の間に十分な議論ができて、8月25日までに問題解決するのであれば、それはそこで参加をすればいいし、そういう問題がまだ長引くようであれば、もう少し先まで伸ばして、そこで決めればいいし、それは問題を投げかけたわれわれの側からすれば、相手のほうで決めてほしいと。それとは別に、きょう中澤さんからご提案いただいた、進んでるところもあると。ぜひ進めてほしいということもあるということであるならば、そういうところをむしろ見本にもしたいという意味もありますから、それは十分調査していただいて、ほかの自治体との意見交換などもするかたちで、どう進めていくかっていうのは、最終的には各市町村、県民に決めてもらえばいいんじゃないかというふうに思ってます、ですので1、2だけではなくて、3、4がくっついてますし、長野県だけの問題ではないということで、ほかの都道府県ともちゃんと知事、長野県は対策を考えてくださいと。場合によったら、これ法改正も考えなければいけませんよ。それは、住基ネットというものの廃止ではなくて、住基ネットの仕組みを変えたほうがいい。法的にも仕組みを変えたほうがいいということになるかもしれません。廃止というのはその1つですが、廃止という場合にはまったく消えるという意味ではなくて、違う仕組み、国が責任を持つ仕組みというのもあり得るのかもしれませんが、それはまだわれわれの調査の段階ではできていけませんので、当面まずこういうところから仕切り直しをしたほうがいいのではないかと。8月25日に間に合うのであれば、それはそれでもわれわれは構わないのではないかと思います。

不破会長：

はい。議論まだし尽くされていないでしょうか、中澤委員さん。

西泉市町村課長：

すいません。ちょっと事務局として申し上げておかなければならないことが一点あるんで、ちょっとこの場を借りてご説明させてください。県が離脱したらどういうことになるかというのを、その影響で

すね。効果...、影響ですね。それをご理解いただきたいんですが、県が離脱すれば、県内の市町村全部、ネットから切断されることとなります。県の判断で希望がある市町村のですね、ネット接続はですね、強制的に切断するという事は、それこそ自治の侵害になりますので、市町村の自治の侵害になりますので、県の離脱ということにつきましては、十分に慎重にですね、お考えを、というか審議をしていただかないといけないのかなというふうに思っております。仮に県が離脱するというのであれば、県内市町村すべての合意をいただいた上で離脱ということになるかと思っておりますので、この点だけは申し上げておかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

不破会長：

それは、今清水委員が説明しましたとおり、(3)(4)というのが、そのために書かれていると。

西泉市町村課長：

すべて合意をいただくということによろしいでしょうか。

不破会長：

すべての合意というのは、どういうことでしょう。

西泉市町村課長：

すべての市町村が合意をすると。

清水委員：

それは知事の判断じゃないですか。すべての合意となるか...、つまり確かに技術的...

西泉市町村課長：

これは市町村の判断です。市町村が離脱するかどうかを判断するんであって、県が強制的に接続を希望する市町村のですね、接続を切るということはできないんですね。

清水委員：

そんなことはありませんよ。そんなことはあるわけじゃないじゃないですか。実際問題として、県のサーバがトラブルったときに、それでも接続ずっと続けてるんですか。そんなことするわけじゃないじゃないですか。

西泉市町村課長：

それはそこで県の接続をいったん切ることになるかと思いますが。

清水委員：

だから、そこであなたの言ってることはおかしいじゃないですか。常に接続しておかなければいけないというのであれば、どんな問題が起こってもつないでおかなきゃおかしいでしょ。しかも、そのトラブルが起こる期間というのが、それが1時間で解決するかもしれない、1週間、1カ月掛かるかもしれない。そういうことだってあり得るわけですよ。そういう場合には、それはつないでなきゃいけない

んですか。

西泉市町村課長：

それは県として切ればいい話であって、今回の決定によって全市町村がこのネットから切断されるということは、今この時点で県が決める話ではないというふうに考えております。

不破会長：

それは県として切ればいいっていうのは、結局、今は離脱の話とまったく同じことですよね。県として切ればいい、トラブルがあるから県として切ればいい。切れた瞬間に市町村も切れませぬ。

西泉市町村課長：

そうしますと希望がある市町村もですね、すべてネットから切断されて、住基ネットのサービスが受けられないという結果になるというわけですが、それでよろしいということなんでしょうか。

清水委員：

それであっても県として適切な最高の管理であれば、それは仕方がないんじゃないですか。だから、自治体の事業すべてじゃないじゃないですか。地方交付税で住基ネットの費用を出せなんていうのだったって、地方自治の侵害じゃないですか、本来は。あなたは総務省から来てる方でしょ。それこそ侵害じゃないですか。

西泉市町村課長：

いえ、そういう問題じゃなくてですね、

清水委員：

だって、これも自治の侵害だってあなたおっしゃってたじゃないですか。

西泉市町村課長：

そうです。でも、市町村の自治の侵害です。市町村が判断すべきことをですね、県が強制的に切断をしてしまうということになるわけです。

清水委員：

そうです。

櫻井委員：

すいません、あなた総務省の方ですか。それはお答えください。

西泉市町村課長：

総務省から来ております。しかし、今私が申し上げてるのは、そういう立場で申し上げてるものではないということはこの場でお話させていただきます。

清水委員：

いや、われわれは市町村と対立するつもりもありません。県民と対立するつもりもありません。ですから、形式的にどっか1つでもあっても、反対があっても、そのまま切断しちゃうんですかっていう抽象論で答えるのは意味がないと思います。それはこれからきちんと取り組んでください。県と市町村で。

西泉市町村課長：

いえ、抽象論じゃなくて、具体論だと思っただけですけどもね。

清水委員：

仮定だということですよ。ですから、十分議論したんだけど、どうしても1つの村だけが接続をしてほしいという状況になってるんですけども、どうするんですかっていう現状じゃないじゃないですか。

西泉市町村課長：

それは、そのすべての市町村に話を聞いた上で判断すればいいということによろしいでしょうか。

不破会長：

それは県が判断をすべきことですよ。

清水委員：

よろしいでしょうかって、あなたにやってくださいってに言ってるんじゃないよ。誰にどういうふうにやってもらうかというのは知事と相談はしますけどもね。この間のわれわれの審議会の調査も全部われわれがやってきました。市町村課は通していません。それは、市町村は県のほうにははっきりした物言いができないということだから、われわれはやったんです。この調査の櫻井さんの報告書の冒頭にもありますように、アンケート調査においても、個々の市町村が市町村課にどう答えてるかというのはわからないようにしてほしいという希望がいくつかありましたから、そのようにしました。で、本音の答えが出ました。具体的な訪問についても、どこの市町村を回ってるかということについては、市町村課に報告をしていません。それは市町村課に知られたくないという意向が相手方の自治体からあったからです。そういう関係が県の市町村課と自治体の間にはあります。われわれはあくまでも現場の実情に基づいて判断すべきだと思っていますから、あなたにしてくださいというふうに具体的に頼むつもりはありません。もちろん、審議会としても県としてもこの問題について取り組んでいかなければいけないと思いますが、あなたに全部それを任せるつもりはありません。

櫻井委員：

1つ思い出していただきたいんですけども、この審議会が始まりましたときに、一番先に私たち審議会の委員が知りたかったことは、長野県下の市町村で住基ネットに関してどのような問題が起きているのかということでした。どのような問題が起きておりますかと聞きましたら、長野県の市町村課長は何にも問題はありませんというお答えでございました。何も問題はないということは、どういうことかって、問い合わせはありませんでしたかと聞きましたら、問い合わせはありましたと。しかし、すべて対処できております。そのための解決法もちゃんと私どもにはわかっておりますと言いましたので、では具体的にお話をしてくださいと言いましたら、市町村からこれこれこういう問いが来たときには、こ



う答えなさいというマニュアルがあったにすぎないんですね。しかし、それが本質的な解決になるということは、それはあり得ないということはみんなわかっておりますね。で、私たちは市町村課を通しては、ありていに言えば、話にならない。問題は何も見えてこない。市町村課はむしろ問題を隠す壁になっているのではないかと思いました。ですから、私たちは自分たちの手で調査をいたしました。正直申し上げまして、これは並大抵の時間ではないですよ。あなた方がこういうことを最初からお立場として責任者としてなさっていただければ、私たち審議委員がですね、何十時間も使って調査する必要はなかったんです。県は本来は、県下の市町村に対して、市町村の利益を代表し、その住民の利益を代表するかたちで責任があるんです。市町村課がやってきたことはまるで反対だというふうに受け止めたのが私たちの本音です。ですから今、何で市町村の意向を無視して、切断する権利があるのかというたぐいのことをあなたはおっしゃいましたけれども、逆に聞きたいと思います。何で総務省は全国津々浦々、すべての自治体から、こういう仕組みを作ってくれという要望があったから作ったんですとうそをついたのか。あなたご自分の本省に行って答えを持ってきてください。実態調査をしたら、どこの市町村も、1つとして、私たちが望んだものではありません。私たちが望んだものですよなんていったことを言ったところはありませんよ。すべて、やりたくないんですと。国の押し付けですと。でもやらざるを得ない。私たちすごく総務省ににらみを利かされたらどうしようもありませんからやってるんですと。ですから、現場に調査に行きましたときに、担当職員は言いました。はっきりと。県知事がまとめて切断してくれるのが一番いいんですと。私たち小さな市町村が単独でできるはずがないんですと。どうかこのことを県知事に言ってくださいと、頼まれましたよ、私は。どこに行っても、あなたが言うように、接続をずっとしてほしいと、住基ネットの中に入っていたいと言った市町村はありません。そういう市町村があるんなら、あなたが自分の足で稼いで、探して、持ってきて、その事例を個別名を言って私たちに報告するのが筋だと思います。以上です。

清水委員：

1つでも接続したいというところがあった場合には接続するんですよねというようなことを再三おっしゃいましたけども、それはあなたの総務省の力からすれば簡単なことじゃないですか。120の市町村の中の一番弱いところにも特別な配慮をしてやればいいだけのことじゃないですか、政治的に。そういうことをこれまで総務省や国はやってきたんですよ。そういうことに散々市町村は悩まされたから、国や市町村課には自分たちの本音を知られたくないんですよ。

長野県の市町村課というのは、それは市町村、県民のために仕事をするんじゃないんですか。国のために仕事をするんですか。逆でしょ、あなたの言ってることは。あなたは県の職員なんですから、県民のため、県の市町村のために仕事をするんじゃないんですか。そこが困ってるのであれば、それを脱する方法というのを考えてやる。だから当面それが離脱というのであれば、それも仕方がないですねというふうに、どうして素直に受け止められないんですか。1つでも接続する希望があればというふうに言えば、それはあなたの立場からすれば、120の中の1つぐらいできるじゃないですか。そういう言質の取り方というのは非常にひきょうだと思いますよ、私は。

西泉市町村課長：

すいません。私、あくまでも長野県職員の立場で申し上げております。ですから、個別にですね、接続をするか、場合によっては離脱するか、その判断は市町村がですね、個別にすればいい話であって、県がですね、それ全県、全市町村について切断というような状況をですね、県が作り出すのは不適當で

あるということを申し上げております。

不破会長：

いえ、櫻井さんの話にもありましたけども、個別に判断できないから、今ここでわれわれが審議をしているという実情がございますよね。個別に判断できないっていうのは、現実の話として、もう声がわれわれのところまで届いております。確かに、課長が言うとおりの、個別に判断を本当にできるのであれば、それでいいと思うんですよ。それから、個別に判断をしてお金も十分にあって、セキュリティ面で対処できるというところがあるならば、それでいいと思うんですよ。現実にはそうじゃないわけで、そのためのこれは報告書であると。法律論できれいな報告書を書くのではなくて、現実に沿った報告書をわれわれは今、審議をしているということをご理解いただきたいんですけども。ですから、仕組みの話ではなくて、現実の話ですよ。

清水委員：

あのですね、じゃあ県の職員の立場という話はそれはそれでもいいんですが、要はですね、冒頭から私のレポートで申し上げたように、立法事実としてもものすごくエネルギーがあるんです。この仕組みは、それを無理やり執行しようとするのは、ものすごくエネルギーがあるんです。そういうことを、果たして県が市町村にそれをバックアップをするっていうのはいかがなものかというふうにはわれわれは考えるんです。土台が間違えてるんです。土台が間違えてるときにそのまま走れっていうのは、戦前の主張と同じじゃないですか。土台が間違えているのであれば、場合によったら土台から直すしかないんです。しかし、われわれは今すぐ、それを明日から土台から直せということも言えませんから、まず考えてください。120がやはりはっきりか、あるいは暗黙か知りませんが、やっぱり当面やだというのであれば、それはそれで実行すればいいし、部分的にどうしてもこれをやりたいというのであれば、それはそれで総務省を入れて、総務省と県、市町村、そこで議論すればいい。技術的にそれは決して不可能ではないと思いますよ。その技術的に可能かどうかということについては、吉田さんと私の間で随分議論してきました。技術的に可能だということも確認をしておりますので、技術的に必要があれば、技術的には可能です。ですから、自治を侵害しないかたちで、120のうち1でも、それはどうしてもやりたい。決して総務省かなんかに言われたからではなくて、本当にその住民もそれを望み、市がその住民の意向を受けてやりたいというのであれば、それは技術的に可能ですし、その自治を侵害することはないと思います。

西泉市町村課長：

技術的に可能というのと、制度的に可能というのは、また別問題かと思っております。

不破会長：

今の点はいかがでしょう。いくつかの委員から、私も含めて課長に質問が出ていたと思いますけども、課長としては可能であると。各市町村が自律的に離脱、存続というのを言える立場にあるとお考えかということはいかがでしょう。

西泉市町村課長：

それはもう当然県もですね、市町村も、それぞれがですね、意思決定をして、行政をやっていく立場

にある団体なわけですから、それは市町村で判断することは判断するし、県で判断することは判断すると。

不破会長：

アンケートの結果というのは間違ってるということでしょうか。アンケートには、はっきりと判断できないとおっしゃっておられる。われわれが個別にヒヤリングをした結果でも言えないんだというふうにおっしゃってる。それは、どうお考えでしょうか。

西泉市町村課長：

というか、担当者の皆さんと、やはり決断をされる市町村長さんですね、それぞれお立場が違いますので、そこがですね、意思疎通を図って、その市町村としての判断をする必要があるんじゃないかというふうに思ってます。

不破会長：

ちょっと今のはよくわかりませんが、何をおっしゃりたいのか。

西泉市町村課長：

では、委員の皆さまがやられた調査もこれは1つの真実であると思いますし、まだ県内市町村ですね、どこも離脱という判断をされてない。あるいは、離脱という判断をしたいと思ってるところがあるのかもしれないけれども、それはそれでまた事実かと思しますので、どちらが間違えだとか、どちらが正解だとか、そういう問題ではなからうかと思っております。

清水委員：

ちょっとおかしいですね。どっちが正しい、間違えて言ってるんじゃないかと、自治体として本心が言えないという事実があることは認めるんですか。われわれはいくつもそういうものを聞いて、本当にたくさん聞いてますよ。そういう事実は認めるんですかと。つまり、だから言えないところは黙ってれば暗黙のうちの同意になるんですか。言えないところはたくさんあるっていうのは、あなたのところに座っているとわかりませんか、そういうことが。市町村の立場が。どう見ても、今のお答えをずっと聞いてると、あなたに市町村の気持ちは全然わかんないように思える。住基ネットの問題について、あなたはいくつの自治体、現場を回って話を聞いてますか。1つも聞いてないでしょ。それが中央の役人の発想ですよ。われわれ審議会はまったく逆の手法を採ったんですよ。現場がいいも悪いも一番知ってるんですよ。その自治体の首長でさえも、それを認識してる人たちは半分しかいないというのがアンケート結果ですよ。そんな首長と現場の職員がフラットで話し合える自治体なんか、いくつあるんですか、長野県に。あるいは日本に。ピラミッド構造を作ったのは総務省じゃないですか。あなたは市町村の現場の職員から詳しい事情聴取もしないで、自治体が1つずつ判断ができるなんていうように、そう決めつけるべきではありませんよ。総務省の役人として言うのであれば、私は理解しますよ。でも県民、市町村のために仕事をする人間は、現場を見もしないでそういうことを言うもんじゃありません。

不破会長：

それでは、もう一点、ご理解いただきたいのは、一方的に県がただ離脱すると言ってるのではなくて、

あくまで3と4にあるような過程が書かれておりますので、その点ご理解いただきたいというふうに思います。

それでは、議論を進めてまいりましたけども、この報告について、これは申し訳ありません。あくまでも答申ではなくて報告でございます。報告についていくつか修正点は出てまいりました。櫻井委員さんのほうからは第1章の部分、各委員に今、お配りしたようなものに一部書き換えたものに差し替えると。それから、佐藤委員さんのほうからは資料4の部分、図をより精緻(せいち)なものに置き換えるということ。あと私の関係で、「答申」と書かれているものはすべて「報告」と書き換えさせていただくという変更がございます。これについては、直ちにこの後、事務局のほうで作業をしていただくことにいたしますけども。

清水委員：

すいません。櫻井さんの原稿の新しいところでもですね、同じところで間違えてまして、きのう、職員に大あわてで対応してもらったんですが、5ページの真ん中ちょっと上に、「昨年8月の」っていうところがあるんですが、その3行下の「246」は「264」の間違いです。

不破会長：

はい。そのような個々の修正はございますが、これをもちまして、この報告についての審議、ご了解を得られますでしょうか。各委員さん、異議がありましたらご発言をいただきたいのですが。中澤委員さん、いかがですか。

中澤委員：

私は、これ全会一致じゃなくてもいいわけでしょ。

不破会長：

必ずしも全会一致にこだわっておりませんけど。

中澤委員：

私は単純にね、どうしても準備をしてきてますのでね、とりあえず先ほどのお話があるんですけども、例えば住基カードにしても、そういうような準備をして、しかも自動交付機も買っちゃって、やっつてるところが一斉に離脱されて使えなくなったら、ちょっと困りますけどね。

不破会長：

中澤委員さんのほうは、じゃあそのようなご意見をまた別途ご報告いただいて発表を、事務局を通して発表いただければというふうに思いますし、あとぜひ、各市町村から中澤委員さんのところに聞こえてくる声、これも私どもにとっては非常に貴重な声でございますので、それについては、ぜひわれわれもお聞きしたいし、いろんなお話しも伺いたいと思っておりますので、そちらの手だてのほうをよろしくお願いいたします。

それでは、他の委員、いかがでしょうか。

(異議なし)

不破会長：

はい、それではこの第1次報告、若干の修正が入りますけども、修正を含むかたちで、この審議会で了承されたというふうにいたします。マスコミの皆さまはそのような修正があることをお含みおきの上で対処のほどよろしく願いいたします。正式版につきましては、また事務局のほうからインターネット上で出させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは非常に時間が超過いたしまして、申し訳ありません。宿題になっておりました目的外利用の部分について…。

田中知事：

よろしゅうございますか。私、本来12時から関東地方知事会議というのがございまして、そちらに出席しなければいけませんので、途中離席をさせていただきたいと思いますが、改めて最後に申し上げておくべきことは、私たちは長野県という組織のために働いてるわけではなく、繰り返しますが、一人ひとりの市民である長野県民のために働く集合体でございます。先ほども申し上げたように、住民基本台帳法というものの第30条の中で、法令で設置をされたのがこの本人確認情報の保護に関する審議会でございます。またこの審議会は、その条文の中において、この法律の規定によって権限に属させられた事項を調査審議するという審議会でございます。また、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議され、その事項に関して都道府県知事に建議することができるというかたちでございます。この建議に関しては都道府県知事の諮問に応じという文章が前段に付いてはありますが、先ほど、櫻井委員のご質問に対してお答えをいたしましたように、私は、現実に住民基本台帳ネットワークシステムというものが存在をしていると。その存在をしているという、仮に大前提のもとで、いかにまさに個人のプライバシー、情報を保護するかというためにこの委員会は法律で設けられているわけございまして、そのことを調査や議論いただきたいというかたちでできたわけでございます。先ほど来、お話しをお聞きしておりますと、そのシステムを仮に維持していくということと、また個人情報保護ということを両立させるということは、これは極めて労力を要することであるというご指摘があり、その中において、いかにその2つを維持をするかという中で、吉田委員からある意味では試算というものも出されてきたのではないかと思います。また、これは私たちも、この住民基本台帳ネットワークというものに限らず、日々三位一体の構造改革、改革ということを多くの都道府県が切望しておりますように、市町村や都道府県というものには限りがあるというところがございまして。その意味では、きょうのご審議というものは、ある意味では、この住民基本台帳ネットワークというものにとどまらずですね、まさに国と都道府県、あるいは都道府県と市町村、あるいは国と市町村、さらにはそれを構成する市民というものとの関係はいかにあるべきなのかと。また、そのいかにあるべきかを目指して私たちは改革を行っていくべきかという、大変に大きな内容ではなからうかと思っております。すなわち、市民によって構成される社会というものは、果たして市民に立脚して存在し続けられるのであろうかということに関しての、皆さまからの現場をご確認いただいた上での悲痛な叫びというようなものではなからうかとも思っております。住民基本台帳ネットワークシステムのこの管理主体の中には、もう十分ご存じのように、県も含まれるわけございまして、都道府県の管理責任ということも問われてくるところであります。私たちは、まさに市町村の利益を実現すると。保護し、また利益を実現し、その利益を代表するという中で、ご指摘が1から5までございます。これは1に関してのご指摘うんぬん以前の段階としてですね、やはり私たちはこうしたおおもとのシステムができた中で議論をしてまいりましたが、そのおおもとのシステムに関し

て、より3や4という中でですね、住民にこれは情報公開や説明責任をしていくと。市町村に対しても、これは同様のことであろうと思います。ですので、この3、4、またこれと平行しての5に關しましてですね、皆さまは、先ほども申し上げたように、私の諮問に応じてこの委員会にご参集いただいておりますので、このご報告というものを3と4と5に關しましてはですね、とりわけ3と4に關してはですね、速やかに至らなかった点があればですね、この努力を開始したいというふうに思っております。まだこれは第1次のご報告でございまして、さらにご審議をいただくわけでありまして、よりやはり国と都道府県、あるいは国と市町村、県と都道府県と市町村、そしてさらには市民の關係というものが、この委員会の中において調査やご議論をいただく中で、さらに市民が望むあり方へと近づけることを私をはじめとする職員も努力いたしたいと思っております。どうもありがとうございます。

不破会長：

はい、よろしくお願いいいたします。

それでは、最初の議題に戻りまして、個人情報保護に関する調査の結果につきまして、これは前回の自衛隊の問題に關して出てきました目的外利用に關するものでございます。ちょっと時間がないので、資料は後でゆっくり読んでいただくことにして、かいつまんで事務局のほうから説明いただけますか。

西泉市町村課長：

資料1でございます。よろしくお願いいいたします。

自衛官の募集に伴う住基情報の提供という關係につきまして、この問題で明らかになった後、すぐ調査をいたしました。が、まだ不十分な調査であるというご指摘を踏まえまして、詳細な調査を実施したものでございます。

2の調査結果の概要でございます。名簿の提供の有無、これは平成14年度の調査でございまして、名簿を提供した、が93市町村。提供はしてないけれども閲覧はした、というのが5市町村。それから提供も閲覧もしていない、というのが22市町村でございまして。さらに、適齡者名簿を提供をしない場合、提供しないというところは22団体ございましたけれども、判断理由を聞いたところでございまして。あらかじめ複数回答であるということをご了解いただきたいと思います。そもそも提出の根拠がなしというようなもの、それから「ウ」でございまして、個人情報保護条例で規定する例外にも該当しないというようなものがございました。また(3) 適齡者名簿を提供した場合につきましては、提供の判断理由でございまして。これも複数回答でございまして、最も多かったものが、長野県「自衛官募集事務処理要領」第4条でございまして。これは先日、当方も非常に問題があったということで、廃止の通知を出したところでございまして。また、自衛隊法施行令120条を根拠にしているところ。さらには住民基本台帳法、それから個人情報保護条例と、さらには慣例的に提供というものもあったところでございまして。また、手続きでございまして、決裁というところ、それから担当者の判断というところ、といったところがございました。次に2ページでございまして。提供した情報の範囲ということでございまして。4情報のみというところと、それ以外の情報も提供したところと。それ以外の情報を提供したところは50団体でございまして。具体的にどういう情報を提供しましたかにつきましては、3ページ以降、詳細な各市町村のデータがございまして、そこに掲載されておりますので、そちらをご覧くださいと思います。それから提供した情報に含まれる事項ということでは、氏名・生年月日・性別・住所、そしてその他ということでございまして。それから、4情報のみを提供した団体の判断理由ということなんです

が、住民基本台帳法にのっとって判断した。あるいはこの4種類だけで目的を達成されるという判断をしたというところでございます。また、4情報以外の提供、情報を提供した団体につきましては、長野県の「自衛官募集事務処理要領」の様式に従ったというところがこれだけあったわけでございます。また、提供の方法でございますが、ほとんどが紙ということでございます。大変恐縮であります。「ウ」に1という数字が載っておりますが、ここを「0」に訂正していただいて、紙で提供したものが92ということで、大変恐縮でございますが、訂正をお願いできればと思っております。また、提供に際して利用制限等の指示をしたかということでございます。したところが19、していないところが74。したところにつきましては、目的外利用の禁止でありますとか、外部提供の禁止、保管方法の適正等でございます。3ページ以降は各市町村の今の調査のバックデータでございますので、また後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料の2でございます。市町村が保有する個人情報の目的外利用の状況に関する調査ということでございます。これも平成14年度の事例を各市町村に照会させていただきました。調査結果の概要でございますが、報告事例が206件ございました。(2)市町村数でございますが、17市のうち12市、103町村のうち28町村、合計40市町村が事例ありと答えておるところでございます。ただ、ちょっとこの調査につきましては、市町村にとっても膨大な作業であり、またそれを集計する県のほうでも若干ちょっと手間取りまして、今現在、市町村から上がってきた生のデータを積み上げて、単に積み上げてるところでございますが、また個別の事例の詳細についてはもう少し掘り下げて検討をしていく必要があるかと思っております。また、これは調査をした正直な感想でございますが、この調査について市町村のとらえ方といいますか、相当ばらつきがあったなという感じはしておりますので、場合によっては改めて市町村に聞いてみるということも必要になってくるのではないかというふうに考えております。それから情報提供の根拠による内訳ということで、法令とそれから条例、両方を根拠とした事例、それから次のページでございますが、法令のみを根拠とした事例、それから条例のみを根拠として提供された事例、それから根拠が明確でない事例、さまざまあったところでございます。こちらにつきましても精査中でございますが、後ろに詳細バージョンを付けております。そのうち、代表的なものと思われるものをとりあえずピックアップして記載させていただいておりますが、先ほど申しましたとおり、今現在、市町村から上がってきたものを単純に積み上げてる状況でございますので、もう少し中身の詳細につきましてはですね、お時間をいただいで、分析をさせていただければなというふうに考えております。市町村課の関係は以上でございます。よろしくお願いいたします。

不破会長：

はい。まだちょっとこの資料、今見たばかりですので、じゃあこれにつきましては各委員のほうから電子メール等でまた質問等をしていただきたいと思えます。

それから、前回の委員会におきまして目的外利用に関して県の条例に不備があったのではないかという知事からの発言がありまして、条例の改定について作業をしていただいていると思えますけども、それについてご報告いただけますでしょうか。

久保田文書学事課長：

私、文書学事課長の久保田でございます。

今、会長さんのほうからお話しいただきました条例の改正につきましては、知事のほうから、そういう基本的な考え方を承っておりますので、今準備をしようとしてるところでございます。国のほうの法

律も成立したということもありますし、ちょっとまだ、今これからご説明しようと思えますけど、県の目的外利用の関係の実態調査も進めているところですから、それを受けまして、今後対応していきたいということで考えております。

それで、ちょっと資料3ということで、私どもで市町村の状態もどうなんだ、それから県の状態もどうなんだと、こういうことで、私どもも時を同じくいたしまして、県が保有する個人情報の目的外の利用提供に関する調査を行いました。これは資料3でございます。市町村課と同じような時期に県のほうをやりまして、14年度中に行われた県が保有する個人情報の保有目的以外の利用及び提供の事例ということでございまして、現在、結果はこの2のほうに出しておりますけども、89件出しております。具体的な個別なものはやっぱり同じように後ろのほうにちょっと出ておりますけれども、根拠の問題とか、いろいろ掘り下げる問題が確かにございまして、確かにまだ市町村課とはまた別の事情でございますけど、まだ根拠がどうだっていうところまでちょっと整理しておりません。精査中ということでご理解をいただきたいと思えます。そういう結果なんですが、報告した事例につきまして、若干この資料に基づきまして説明させていただきます。

私どものほうの区分は、県の個人情報保護条例という規定の第8条で目的外の利用提供の規定がございますので、89件のものを1番から4番、法令の定めにより提供する場合、それから本人の同意、その他相当の理由、緊急やむを得ない場合と、こういう4つのジャンルで整理いたしました。主な事例につきましては、法令によるものは刑事訴訟法の差し押さえだとか、あるいは裁判における審理、それから税法の関係に基づく通知というようなことで10件ございます。それから、次のページのところでございますが、本人同意の関係につきましては12件ございます。代表的なものとしては、自動車税の情報につきまして生活保護の関係、あるいは障害者の雇用に関連する関係での提供というのがございます。それから3番目といたしまして、県の機関内部、それからそれ以外の提供ということでございますが、これが一番多くて61件ございます。主な事例といたしましては、警察・検察への提供の関係が39件、それから税関係の提供が14件、その他のものが8件ということでございまして、個別にはいろいろそこに書いております理由によるものでございます。それから、次のページで、行政機関以外への提供ということで、これにつきましては弁護士さん、あるいはその他の関係で6件ということでございます。いずれにしても、ここの内容につきましては具体的な根拠とか、あるいはどうかたちでっていう、この事情につきましては、現在ちょっと調査していいですか、掘り下げて精査しているところでございます。現時点ではどうかたちでまとまってるということでご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

不破会長：

はい。条例の改定につきましての作業はいかがでしょうか。

文書学事課：

条例につきましてはですね、今先ほど申しましたけども、この条例の調査の、この運用の調査の結果を受け、あるいはまた国の法律、私ども平成3年に作った条例がございまして、これと今、今度できましたといえますか、法律との関係が必ずしも一致してないもんですから、そういうものも含めましてですね、これから具体的な検討を進めるようにということで言われておりますので、その準備をこれからやっていくと、こういう段階でございます。



不破会長：

わかりました。改定につきましては、清水委員さんのほうが事務局と連絡を取りながら作業もしていただいていると思いますが、それについてご報告をいただけますか。

清水委員：

すいません。もう一つの資料を作るのに大変で途中までしか作っていないんですが、やはり法律ができましたので、それとの対比で、やっぱり法律のいい部分というのがありますし、それと今回長野県の条例で問題になった部分というのは、実は国の条文とほとんど同じような構造になっているものですから、できれば使い勝手も考えながらも、個人情報保護により資するようなかたちにしておいたほうがいいのかと思っています。私も国会のほうの法案については参考人で衆参両議院に出たり、与野党問わず、議員の先生方と勉強はしてきたんですが、今の時代に対応している条文の構成になっていないんですね。例えば、民間の情報についても行政機関の個人情報保護法にしても、本人同意っていうのをわりと重要な位置付けを条文上おいてるんですが、法律的には本人同意っていうのは非常に難しく、特に子どもが入ってきたりとかですね、外国人が入ってきたり、老人が入ってきたりとか、いろいろとあってですね、法律が予定しているのは普通はノーマルな社会生活が送れて、自分で判断できるっていうことを予定してるんですが、この管理の対象、この条例の管理の対象になる人たちも、必ずしもそういう人たちだけではないので、客観的な仕組みとして個人情報保護の体系に作らなければいけないだろうというのを核においたほうが良いと思うんですね。もう一つは、個人の権利のほうについては、法律よりも遅れてるんですね。法律で権利性を認めているものが、長野県の条例では申入になってましたよね。あのあたりは当事者に不服がある場合には不服申立なり訴訟なりできるようにしたほうが良いと思いますので、権利構成に書き直していくべきではないかと思っております、途中まで今その作業はやっています。

不破会長：

はい、ありがとうございました。それではちょっと時間もありませんので、資料等につきましては、また個別にご覧いただいた上でメールでご審議いただきたいと思います。

それではですね、次回の審議会なんですけども、今回は、先ほど中澤委員さんのほうからご提案がありましたいろいろな声、もっと調査をという話がありましたので、それにつきまして、私のほうで判断させていただいて、実際に調査に行ったり、いくつかの作業をさせていただきたいというふうに思っております。各委員さんのほうにいろいろとお願いもするかと思っておりますので、またご協力のほどをよろしくお願いたします。そういうことも踏まえ、またこの報告書を出したということも踏まえて、あまり遠くない時期に次の審議会は開くべきだと考えております。具体的な時期につきまして、今この場ではなくて、どこか上の事務室に行って、そこで個々に詰めて日程の調整をさせていただきたいと思っております。それでは審議会自体は今ここで閉じさせていただきたいと思っております。

清水委員：

ちょっといいですか。

不破会長：

はい。

清水委員：

中澤さんの先ほどのご意見にもあったようにですね、住基カードの準備状況っていうのがそれぞれ進んでるかと思しますので、やはりその実情把握というのはしておいたほうがいいと思います。今回こういう報告は出してはおりますけれども、それは制度としては進んでいくわけですので、進めていくほうについてはどういう点は、これはいいねとか、ここはこういうふうにしたほうがいいんじゃないですか、というようなことも調査するとあるかと思しますので、それと県全体として、あるいは国全体として、総務省のほうで、先ほど見たように住基カードの条例ですとかカードの発行予定ですとか、そういったものについての調査したデータがありますので、県のほうにもありますので、そういったものもとにして意見交換する必要もあるかなというふうに思います。

不破会長：

はい、わかりました。ほかにご意見ございませんでしょうか。

それでは本日は活発なご議論をいただきありがとうございました。以上をもちまして、第6回の長野県個人情報保護審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。